

志木の環境

令和5年度版

志木市 市民生活部 環境推進課

志木市きれいな水とみどり豊かな健康平和都市宣言

今、地球環境の保護と世界の恒久平和が叫ばれている中で、わたしたち志木市民共通の願いは、まず、身近な自然を愛し、健康を育み、平和な社会をつくることです。

そのため、わたしたちは、水に親しみ、みどりを育てます。

健康な心とからだを育てます。

平和で自由な世界が確立されることを強く訴えます。

そして、これらのことを市民一人ひとりが努力し、次代に引き継ぐことを誓います。

わたしたち志木市民は、市制施行 20 周年にあたり、ここに、きれいな水とみどり豊かな健康平和都市の宣言をします。

(平成 2 年 10 月 26 日制定)

☆この報告書は、「志木市環境基本条例第7条」及び「志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例第10条」の規定に基づき本市の環境状況等を公表するものです。

【目次】

特集 令和5年度に実施した主な施策の紹介

親と子の市内まるごとクリーン作戦の再開	1
---------------------------	---

第1章 志木市の環境行政と施策

第1節 志木市の環境行政	4
1 環境行政の推進体制	
2 所掌事務	
3 令和5年度環境関連決算	
第2節 志木市における環境施策の展開	5
1 循環型社会に向けた法体系と計画	
2 環境保全に係わる審議会	
3 環境への負荷を継続的に軽減するための取り組み	

第2章 志木市の生活環境

第1節 公害	9
1 公害について	
2 志木市の環境に関する苦情について	
第2節 大気汚染	11
1 大気汚染について	
2 志木市に係わる大気汚染について	
第3節 水質汚濁	18
1 水質汚濁について	

2	河川水質の現状	
3	水質異常事故発生時における対応	
4	特定・指定事業場の概要	
5	地下水の有機塩素化合物による汚染	
第4節	騒音	24
1	騒音について	
第5節	振動	28
1	振動について	
2	交通騒音振動調査	
第6節	悪臭	31
1	悪臭について	
第7節	地盤沈下	32
1	地盤沈下について	
2	志木市の状況	
第8節	あき地・空き家	33
1	あき地について	
2	空き家について	

第3章 廃棄物とリサイクル

第1節	志木市の廃棄物状況	36
1	志木市のごみ分別	
2	ごみの量の推移	
3	ごみ処理の流れ	
4	ごみ処理に要する経費	
第2節	資源循環型社会に向けた施策	52
1	市の取り組み	

第4章 志木市の環境に係わる市民団体・企業の取り組み

第1節	市民団体・企業の取り組み	56
1	市民団体の取り組み	
2	企業の取り組み	

【資料編】

環境用語集	6 1
環境全般	
地球環境問題	
大気汚染	
水質汚濁	
騒音・振動	
悪臭	
地盤沈下	
廃棄物・リサイクル	
志木市の環境行政に係わる例規	7 1
志木市の環境保全に係わる審議会	7 2
志木市の環境行政に関する年表	7 3
志木市一般廃棄物収集運搬許可業者	7 7

特 集

～令和 5 年度に実施した主な施策の紹介～

親と子の市内まるごとクリーン作戦の再開！！

昭和年代には川や河川敷はごみがあふれ、「これではいけない」と志木ロータリークラブの提唱により、志木市議会、志木市観光協会、志木市町内会連合会、志木市婦人会連合会、志木市郷土史研究会、志木ロータリークラブの参加をもって志木市川をきれいにする運動推進協議会が結成されました。

多くの市民や企業・団体による清掃活動の成果により、新河岸川は見違えるほどきれいになって行きました。

昭和 63 年には「街ぐるみでの清掃」をとの声が高まり、「志木市川と街をきれいにする運動推進協議会」と名称を変更し川辺の清掃に加え通学路や町内に清掃範囲を広げ清掃タイトルを「親と子の市内まるごとクリーン作戦」と命名し活動を行っており、多いときには年間 5,000 人もの参加者で清掃作業を行ってきました。平成 11 年には、志木市が 5 月の第二土曜日と 10 月の第四日曜日を「志木市の環境デー」に指定し、志木市環境市民会議の委員の方々が環境ブースの設置をするなど、環境に関する市民意識の向上を図って参りましたが、悪天候やコロナウィルスの蔓延等の理由から長きにわたり活動が制限されていました。

今年度 10 月 22 日、5 年ぶりに活動を再開することが出来ました。市役所も新庁舎になり、多くの小学生は初めての参加になりましたが、元気よくごみを拾っていました。



開会式風景



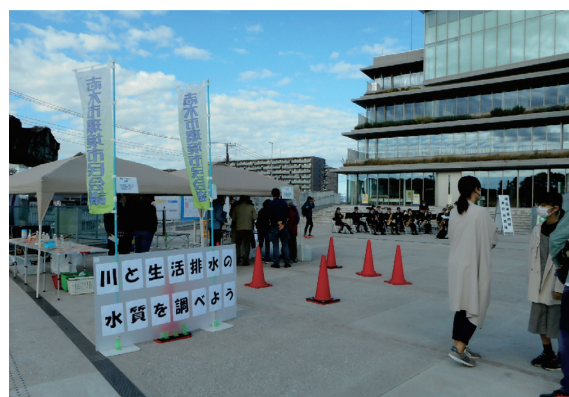
ごみをひろう子どもたち。



秋のクリーン作戦は埼玉県南西部消防本部音楽隊による演奏も披露されクリーン作戦を盛り上げてくれます。

志木市環境市民会議の委員による環境ブース

今回は、「川や生活排水の水質について」をテーマに行いました。



新河岸川・柳瀬川の市役所周辺は現在いろは親水公園として市民に親しまれていますが、そのの中州ゾーンの斜面には、志木市川と街をきれいにする運動推進協議会で植樹した、白色彼岸花が市民の目を楽しませています。

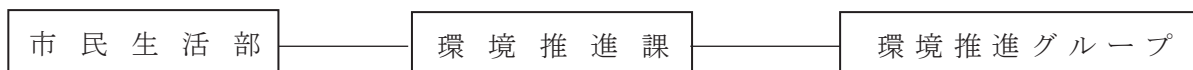
今後も末永くこの活動が続くことを願っています。

第1章 志木市の環境行政と施策

第1節 志木市の環境行政

1 環境行政の推進体制

志木市の環境行政については、市民生活部 環境推進課が主体となって行っています。



2 所掌事務

環境行政を担当している環境推進課の所掌事務は次の項目に関することです。

R5.4.1 現在

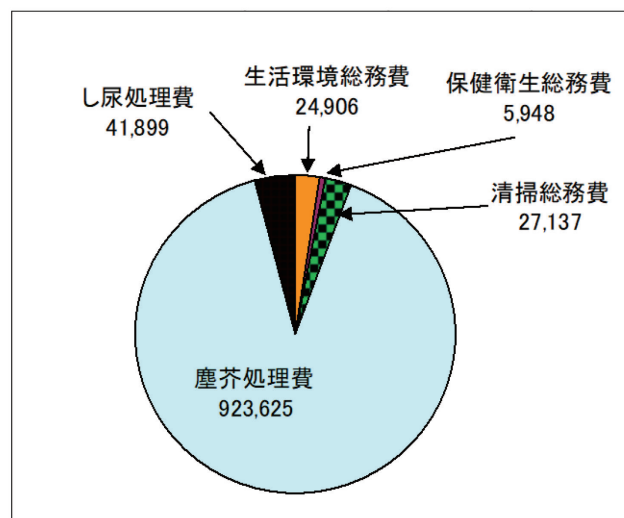
1. 環境保全の企画、調整及び推進 2. 環境審議会 3. 環境基本計画 4. 自然保全再生計画 5. 地球温暖化対策 6. 自然再生の推進 7. 公害防止対策 8. 路上喫煙防止 9. あき地・空き家の環境保全 10. 衛生 11. 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等 12. 市営墓地 13. 害虫等の駆除	14. 畜犬登録及び狂犬病予防 15. 鳥獣保護及び特定外来生物 16. 専用水道事業、簡易専用水道事業等の許可 17. 廃棄物減量化資源化等推進審議会 18. 一般廃棄物処理基本計画 19. 分別収集計画 20. 廃棄物の減量及びリサイクルの推進 21. 一般廃棄物の収集運搬 22. ごみステーション 23. 一般廃棄物処理手数料及び処理業の許可 24. 浄化槽 25. 志木地区衛生組合との連絡調整 26. 朝霞地区一部事務組合との連絡調整
---	---

3 令和5年度環境関連決算

(単位:千円・%)

	決算額	構成比
生活環境総務費	24,906	2.4
保健衛生総務費	5,948	0.6
清掃総務費	27,137	2.7
塵芥処理費	923,625	90.2
し尿処理費	41,899	4.1
合 計	1,023,515	100.0

(単位:千円)



第2節 志木市における環境施策の展開

SDGs は国際的な目標として2016年から2030年までを目標期間とし、誰一人として取り残さず持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指しています。

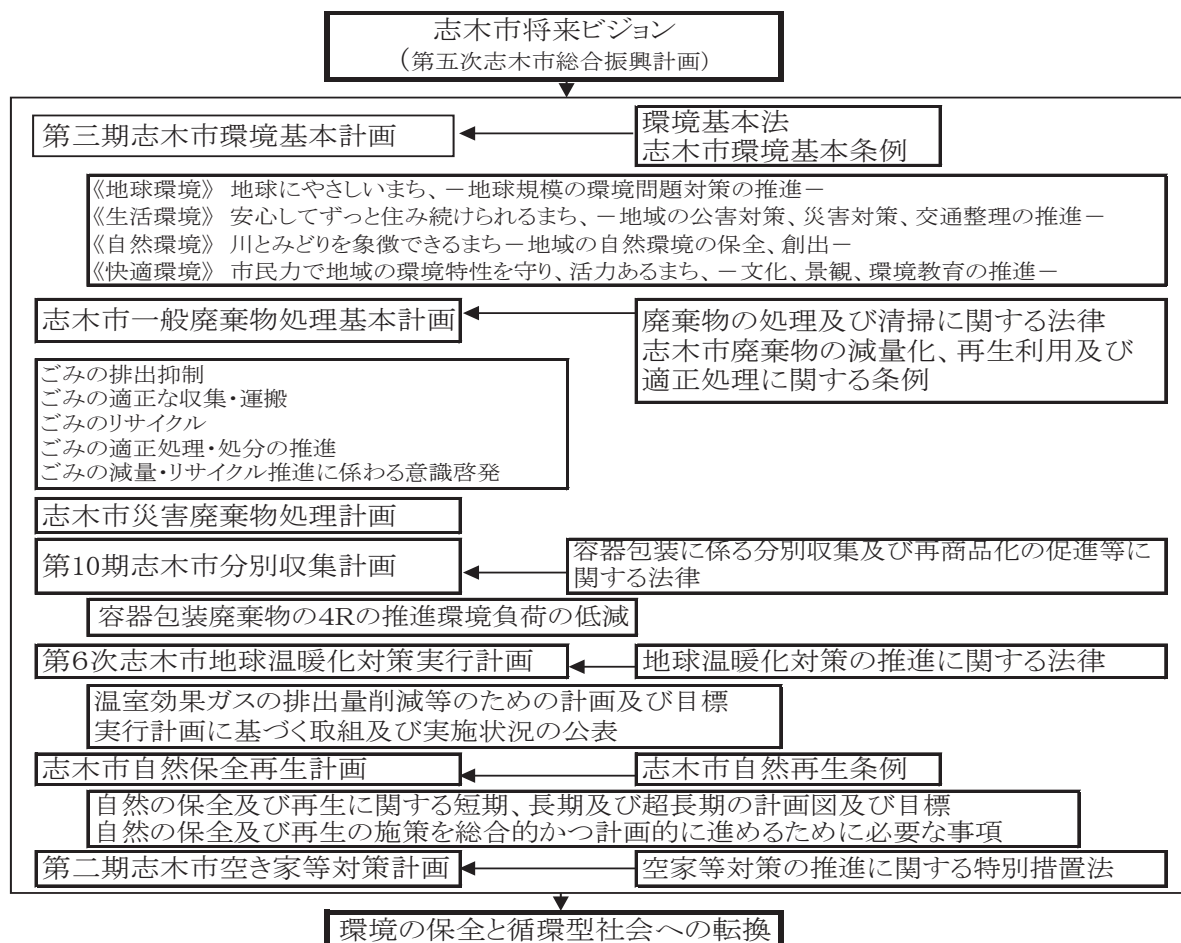
「志木の環境」では、その中で環境分野に関係のある7エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 11住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任、つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を等の考えの基、環境上の悪影響を削減し快適な生活を目指した1年間の取り組みについて報告するものです。

1 循環型社会に向けた法体系と計画

志木市では、総合振興計画を踏まえ、環境をめぐる法制度や社会情勢の変化に対応し、長期的な視点で環境の保全と創出を図り、循環型社会への転換を推進しています。

そのため、「環境基本法」を補完する「志木市環境基本条例」を定め、これらに基づく「第三期志木市環境基本計画」（令和元年度から10年間）を平成30年度に策定しました。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補完する「志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例」を定め、これらに基づく「志木市一般廃棄物処理基本計画」（令和5年度から令和14年度）を策定しました。

さらに「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「第6次志木市地球温暖化対策実行計画」（令和3年度から令和7年度）や、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「第二期志木市空き家等対策計画」（令和3年度から令和7年度）、残された自然の保全と失われた自然の再生を図るため「志木市自然再生条例」を定め、これに基づく「志木市自然保全再生計画」（平成14年度から）を策定しています。



2 環境保全に係わる審議会

(1) 志木市環境審議会

(志木市環境基本条例第 24 条の規定により設置)

市長の附属機関として、環境基本法に基づき、市の区域における環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査・審議等するための「志木市環境審議会」を条例で設置しています。

(2) 志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会

(志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会条例第 1 条の規定により設置)

市長の附属機関として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正な廃棄物処理行政の施策を推進するための「志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会」を設置しています。

3 環境への負荷を継続的に軽減するための取り組み

(1) 地球温暖化対策実行計画の推進

志木市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、令和 2 年度に「第 6 次志木市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)を策定し、市の施設を対象に令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で温室効果ガスの 5%削減(令和元年度を基準)を目標に、電気使用量など温室効果ガスの原因となるものの削減努力を行うこととしました。

温室効果ガスの算定については、毎月、担当課から電気、ガス、燃料使用量等が報告され、これらのデータを入力、集計することにより、温室効果ガス排出量を算出し、削減目標に対する達成状況等を点検しています。

「第 6 次志木市地球温暖化対策実行計画」の 3 年目にあたる令和 5 年度の結果については、基準年度である令和元年度に対し 14.09%の増となり、目標である 3%削減を達成することはできませんでした。その要因としては、温室効果ガス排出量の中で電気使用量が増加していることが温室効果ガス排出量増加につながっています。温室効果ガス排出量削減のためには、電気使用量削減が重要課題となり、室内や設備等における照明を LED 電気へと変更することや、使用していない機器は電源を切る等が必要になります。

市内公共施設における温室効果ガス排出量の推移

対 象		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (最終年度)
本庁舎 他市内 公共施設	目標値	-	3,842	3,803	3,765	3,726	3,687
	削減実績	-	7.83%	18.45%	14.09%		
	t-CO ₂	3,881	4,185	4,597	4,428		

注 1 目標：令和 7 年度までに令和元年度比 5%の削減

注 2 t-CO₂は、一酸化二窒素・メタン等のガス排出量を二酸化炭素に換算した単位(t：トン)

注 3 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 3 条(温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法)により算出

（２）グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶことをいいます。志木市では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、グリーン購入の積極的な推進に努めています。

（３）市民参加による主な取り組み

ア 志木市環境市民会議

志木市環境基本計画の策定、推進及び自然保全再生計画の進行管理等を目的として、市民及び事業者で構成しています。会議では、主に環境基本計画に掲げた具体的施策の実現を図るための活動を行っています。令和５年度は、志木高等学校１年生と合同で「川のフィールドワーク」を実施しました。

イ 親と子の市内まるごとクリーン作戦

毎年、５月第２土曜日と１０月第４日曜日を「志木市の環境デー」と定め、志木市川と街をきれいにする運動推進協議会において、川と街の清掃活動を実施しています。この活動は昭和４７年から、すでに５０年の実績がありましたが、令和元年を最後に新型コロナウイルス感染防止の観点から、中止を余儀なくされていましたが、令和５年度より再開され、５月のクリーン作戦は雨天中止となったものの、１０月のクリーン作戦には５５０人の市民が参加し、４６０kgのごみを回収しました。

（４）近隣市と連携した取り組み

荒川河川敷不法投棄物一斉撤去事業として、朝霞市・志木市・和光市地区荒川クリーン協議会の自治体職員が中心となり、各市の荒川河川敷の清掃活動を毎年１１月に実施しています。

第2章 志木市の生活環境

第1節 公害

1 公害について

公害とは、事業活動や人の活動によって相当範囲にわたって生ずる健康又は生活環境に係る被害のことをいいます。これらの公害の多くは、「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」であり、これらを総称して『典型七公害』と呼んでいます。

近年の傾向としては、工場の煙突からの煙や自動車からの排気ガスなどの苦情は減少し、野焼きや基準を満たさない焼却炉の使用などによる廃棄物の不適正処理に係るものなど、生活に伴った苦情が多くなっています。

このような公害の苦情については、現地調査を行い、公害が確認された場合は、発生源に対する指導・助言をし、苦情の処理を行います。なお、法令などによる規制の対象外や規制基準未達であった場合には、発生源者に助言やお願いを行っています。

2 志木市の環境に関する苦情について

令和5年度中に受理した環境に関する苦情の種類を見ると、騒音の苦情が多く発生し、通報があった場合、現地を調査し適切な指導を行っています。

令和5年度 志木市の環境に関する苦情件数と内訳

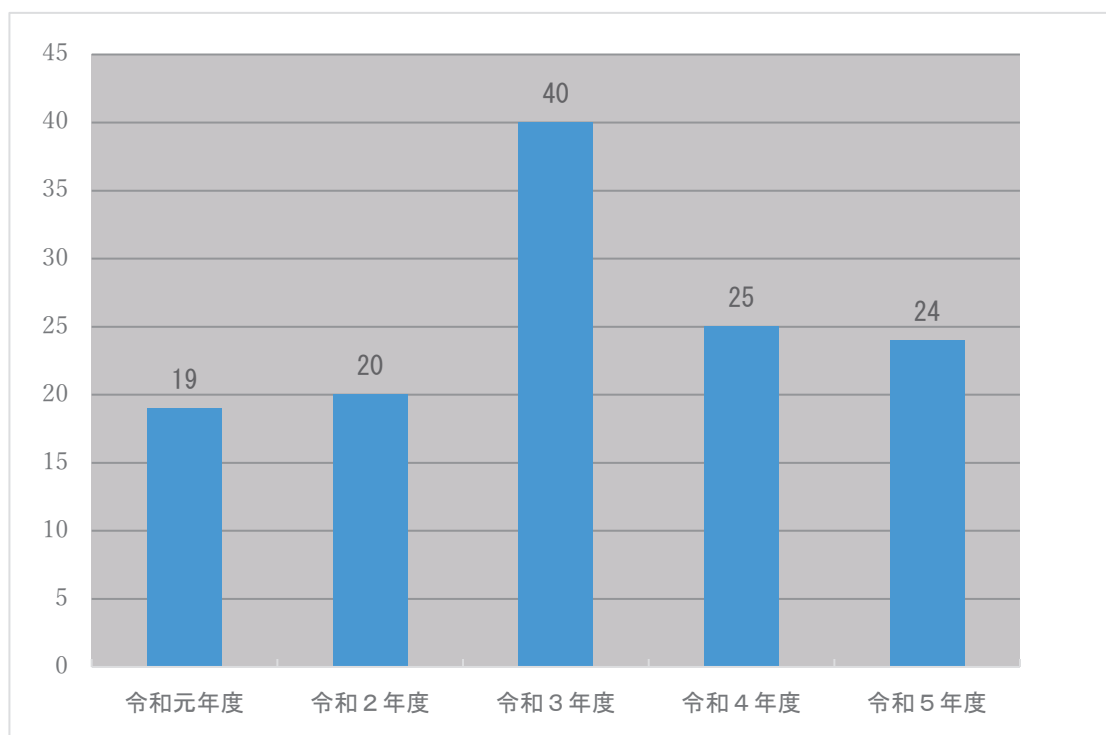
区分	主な内容	件数	%
大気汚染	焚火、野焼き	1	4.2
水質汚濁	—	0	0
土壌汚染	—	0	0
騒音	会社・事業所・建設現場からの騒音	14	58.3
	会社・事業所・建設現場以外からの騒音	0	0
振動	会社・事業所・建設現場からの振動	3	12.5
地盤沈下	—	0	0
悪臭	野焼き・浄化槽等の悪臭	6	25.0
その他	—	0	0
合 計	—	24件	100%

令和 5 年度の主な苦情の中で、その発生源と申し立て内容、対応内容は次のとおりです。

発生源	申し立て内容	具体的な対応内容
会社・事業所・建設現場 (騒音・振動)	工事にともなう騒音・振動	騒音規制法・振動規制法等による指導
野焼きの悪臭 (悪臭)	野焼きの煙・悪臭	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指導 埼玉県生活環境保全条例による指導

年度別志木市の環境に関する苦情件数推移

(単位：件)



第2節 大気汚染

1 大気汚染について

工場・事業場の煙突から出る煙や自動車から出る排気ガス、野焼きなどによって空気が汚されることを大気汚染といいます。よく耳にする言葉に「光化学スモッグ」や「PM 2.5」がありますが、これも大気汚染の一つです。大気汚染がひどくなると、農作物など植物にも被害が出るばかりか、人体の健康が損なわれる原因となります。

また、最近では、「地球温暖化」をはじめ、「オゾン層の破壊」や「酸性雨」といった地球規模での汚染が大きな問題となっています。

2 志木市に係わる大気汚染について

(1) 光化学スモッグについて

ア 光化学スモッグとは

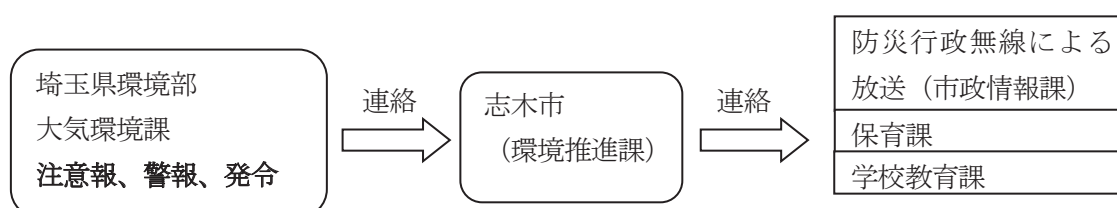
光化学スモッグは、自動車の排出ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（HC）などが、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こすことにより、光化学オキシダント（O_x）のスモッグ「光化学スモッグ」が発生し、一定以上の濃度になると、私たちの目をチカチカさせたり、のどの痛みを起こさせるなど人体に悪影響を及ぼします。

そのため、光化学オキシダント（O_x）について「1時間値が0.06ppm以下であること」という環境基準が設定されています。光化学スモッグは、特に6月～8月頃の、風が弱くて気温が高く晴れた日に発生しやすくなります。



埼玉県では毎年4月から9月までの期間、県内における光化学オキシダント（O_x）に対する監視体制を整備し注意を促しています。また、志木市では防災行政無線により周知しています。

志木市の光化学スモッグ警報・注意報等の対応



イ 志木市の発令状況と被害届出人数の推移

志木市が属する県南中部地区の令和 5 年度の光化学スモッグ注意報発令日数は 6 日となっており、令和 4 年度と比較し、1 日増加しています。また、光化学スモッグ予報発令日数は 6 日となっています。

県南中部地区光化学スモッグ注意報等の発令状況

(単位：日)

年	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	基 準
予 報	9	2	2	9	6	気象条件及び光化学オキシダント測定値などを検討し、光化学スモッグ注意報などを発令することが予測されるとき。
注意報	9	6	2	5	6	いずれかの基準測定局において、光化学オキシダント測定値が 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
警 報	0	0	0	0	0	いずれかの基準測定局において、光化学オキシダント測定値が 0.20ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
重 大 緊急報	0	0	0	0	0	いずれかの基準測定局において、光化学オキシダント測定値が 0.40ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。

資料：埼玉県ホームページ（令和 5 年 光化学スモッグの発生状況について）

光化学スモッグによると思われる健康被害届出は、志木市では平成 7 年度以降出ていません。
令和 5 年度、埼玉県では被害届が出ておらず、全国では 2 人被害届が出されています。

健康被害届出人数

(単位：人)

年	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
志木市	0	0	0	0	0
埼玉県	1	2	0	0	0
全 国	337	4	4	0	2

資料：埼玉県ホームページ（令和 5 年 光化学スモッグの発生状況について）

環境省ホームページ（令和 5 年 光化学大気汚染の概要）

ウ 光化学スモッグの被害を受けないために

埼玉県では大気汚染緊急時対策要綱に基づいて、光化学オキシダント（Ox）濃度が一定基準に達した場合には、市町村に通報するとともに、一定の規模以上のばい煙を排出する事業者へ使用燃料の削減要請を行なっています。

光化学スモッグの対応について

次のような症状を感じたら	・目がチカチカしたり、痛い時は、洗眼しましょう。 ・のどの痛みを感じた時は、うがいをしましょう。
予報・注意報・警報・重大緊急報がでたら	・屋外での、激しい運動はやめましょう。 ・目などに刺激を感じたらすぐに家に入りましょう。
次のような症状が出たら、 すぐに医師の診療を受けましょう	・洗眼やうがいをしてもよくならないとき ・呼吸困難やけいれんがあるとき ・意識障害があるとき
緊急の連絡先	・志木市役所 環境推進課 048（473）1492 ・朝霞保健所 048（461）0468

(2) PM2.5について

PM2.5とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、 $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子のことで、ボイラーや焼却炉、自動車、船舶等のほか火山などの自然由来のものもあります。また、粒子が小さいため肺の奥深くに入りやすく循環器系への健康影響があります。

埼玉県では日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1立方メートルあたり) を超えると予測される場合に対象地域に注意喚起を行います。

志木市は県南部地域の県南中部地区に該当し、今までに注意喚起が実施されたことはありませんが、埼玉県全体では、一度だけ平成26年6月3日に県北部に実施されました。

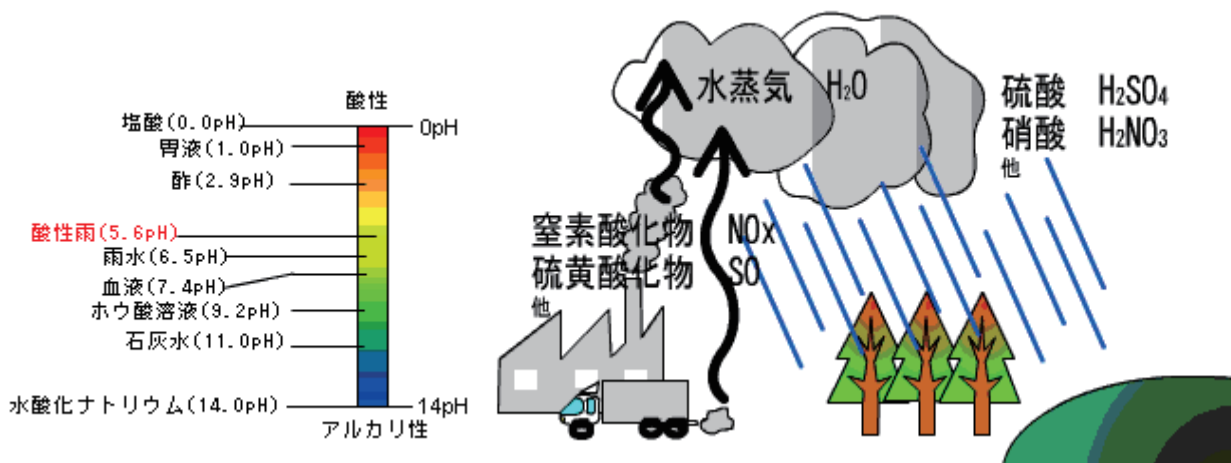
(3) 酸性雨について

ア 酸性雨とは

雨はもともと二酸化炭素が中に溶け込んでいるためにpH※が6前後の弱酸性ですが、酸性雨は、石炭や石油を燃やした時に発生する硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)が、大気中で化学変化を起こし硫酸(H_2SO_4)や硝酸(HNO_3)になり雨や霧に溶け込んで降ってくるもので、pHが5.6以下のものを指します。

わが国ではpHが4.5～5程度の雨が多く、酸性雨が多い傾向となっています。

※注 pHのpとはpotential「潜在力」、HとはHydrogen「水素」を指し、水素の潜在力という意味です。水素イオンがどのくらい含まれているかを表しており、水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標として使われています。pH7を中性とし、それよりも数値が低ければ酸性、高ければアルカリ性になります。



図：～水と環境と世界～ (<http://contest.japias.jp/tqj2002/50299/topj.html>) より

イ 酸性雨による被害

酸性の雨が降ると木が立ったまま枯れたり、湖や沼で大量に水生生物が死んでしまったり、銅像などの彫刻が溶けてしまったりすることが代表的な例です。酸性の水が苦手なヒメマスという魚を例にすると、pHが7から6にほんの少し下がっただけで、産卵をやめてしまったという報告もあります。

酸性雨は、環境汚染が国境を越えてしまう「越境汚染」の代表的なひとつであり、欧米諸国を始め世界各国で深刻な問題になっています。

(4) 二酸化窒素 (NO₂) 濃度調査について

志木市では、光化学スモッグや酸性雨の原因物質のひとつである「二酸化窒素 (NO₂)」の濃度測定を平成 21 年度からは 3 年に 1 回行っており（次回の調査は令和 6 年度実施予定）、この調査は「一般環境調査」と、道路沿いの「沿道環境調査」の区別に行なっていましたが、本市の二酸化窒素の主な発生原因が自動車の排ガスによることから、平成 30 年度からは、道路沿いの「沿道環境調査」のみといたしました。

令和 3 年度に行った市内地点（沿道環境 20 地点）の二酸化窒素 (NO₂) 濃度調査では、全て環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること) を下回っていました。

また、令和 3 年度の調査では、平成 30 年度の沿道環境調査の平均値 (0.017ppm) と比較し、同じ値となっています。

平成 30 年度の沿道環境調査における二酸化窒素 (NO₂) 濃度の比較 (単位: ppm)

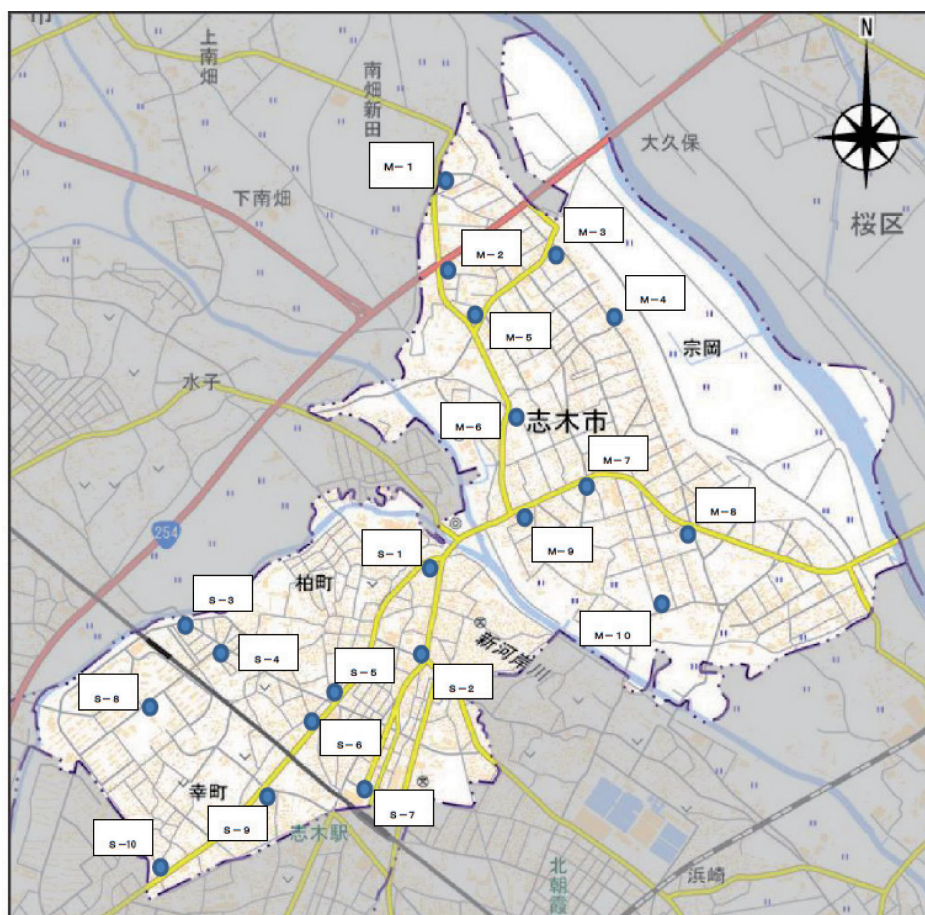
種別	地点数	第 1 回 (6 月)	第 2 回 (8 月)	第 3 回 (11 月)	第 4 回 (1 月)	年間平均	環境基準
沿道環境調査 (道路周辺地域)	20	0.017	0.015	0.021	0.015	0.017	0.06 以下

注 3 日間 (72 時間) 連続して大気中に暴露し測定する、「フィルターパッチ法 (簡易測定)」により測定

令和 3 年度の沿道環境調査における二酸化窒素 (NO₂) 濃度の比較 (単位: ppm)

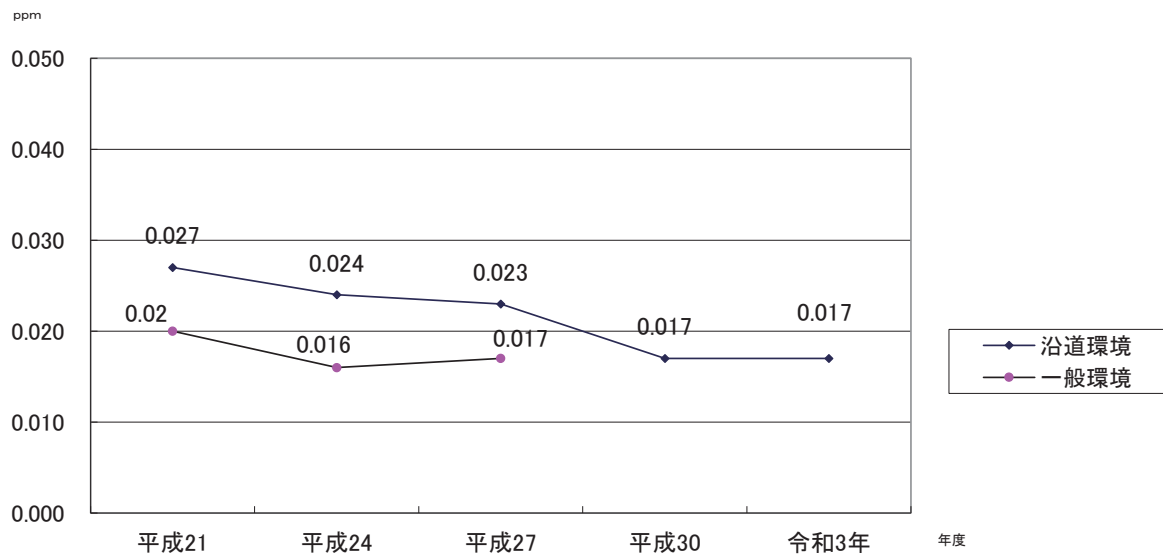
種別	地点数	第 1 回 (5 月)	第 2 回 (8 月)	第 3 回 (11 月)	第 4 回 (1 月)	年間平均	環境基準
沿道環境調査 (道路周辺地域)	20	0.013	0.015	0.024	0.018	0.017	0.06 以下

注 3 日間 (72 時間) 連続して大気中に暴露し測定する、「フィルターパッチ法 (簡易測定)」により測定



市内大気環境調査 (フィルターパッチ) 地点

二酸化窒素（NO₂）濃度の調査結果（年間平均値）年度別推移



（５）浮遊粒子状物質（SPM）濃度調査について

志木市では、比較的長期間大気中に滞留し、呼吸器系深部に侵入し、肺胞に残留するなど悪影響を与える「浮遊粒子状物質（SPM）」の測定調査を行っています。（次回の調査は令和 6 年度実施予定）

発生源は土砂などの飛散、固体物質の破碎によるもの、又は燃焼過程から出るものなど多種多様で、これら微粒子の大きさが 10 ミクロン以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）と呼んでいます。

調査は、「市場坂上」交差点付近で令和 4 年 3 月 8 日～3 月 14 日まで行い（3 年に 1 回実施）、調査期間中の変動傾向をみるため、1 日ごとの平均値での 7 日間分の変動と、1 時間ごとに区切った値（それぞれ 7 日間分を平均したもの）で 1 日間の変動をまとめました。この調査は 7 日間の短期的な調査であるため、環境基準と単純に比較できませんが、参考値として本調査結果と環境基準を比較すると、令和 3 年度は 1 時間値の 1 日平均値・1 時間値とも環境基準を下回っています。

令和 3 年度における浮遊粒子状物質（SPM）の濃度

（単位：mg/m³）

調査地点	本調査結果			環境基準
	日平均値の濃度範囲	期間平均値	1 時間の最高値	
本町 1-1-67 「市場坂上」交差点付近	0.017～0.033	0.026	0.064	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること

(6) 大気汚染に係わる工場・事業場に対する指導

ア 志木市内の「法律適用工場」

「法律適用工場」とは、大気汚染防止法の規制対象となる工場・事業場です。大気汚染防止法は、固定発生源（工場・事業場）から排出される大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められており、大気汚染物質の排出者はこの基準を守らなければなりません。

法律適用工場の内訳 （令和6年3月31日現在）（単位：件）

区分	工場	事業場				合計
		官公庁	学校	その他	小計	
ボイラー （小型含む）	1	0	0	2	2	3
ガスタービン （非常用含む）	0	3	0	1	4	4
ディーゼル機関 （非常用含む）	0	4	0	2	6	6
廃棄物焼却炉	0	0	0	0	0	0

資料：埼玉県西部環境管理事務所

イ 志木市内の「県条例適用工場」

「県条例適用工場」とは、大気汚染防止法の「法律適用工場」の対象からは外れるものの、埼玉県生活環境保全条例の規制対象になる工場・事業場です。

県条例適用工場数 （令和6年3月31日現在）

区分	件数	施設数
県条例適用工場	8	13

資料：埼玉県西部環境管理事務所

ウ 志木市内の「法律適用工場」及び

「県条例適用工場」に対する立入検査

埼玉県と志木市は、合同で届出の必要な工場・事業場（「法律適用工場」及び「県条例適用工場」）に対して立入検査を実施し指導を行っています。

届出が必要な工場・事業場に対する合同立入検査の状況 （単位：件）

年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
立 入 検 査 数	0	0	0	0	0
基準超過件数	0	0	0	0	0

資料：埼玉県西部環境管理事務所

■参考：大気汚染に係わる環境基準

大気汚染に係わる環境基準

汚染物質	環境基準	告示年月日
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。	昭和48年5月8日
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント※ (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日

注 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

資料：環境省ホームページ（大気汚染に係る環境基準）

環境基準の評価法（要約）

長期的評価	大気汚染に対する施策の効果などを判断する上から、年間にわたる測定結果からみて評価することが必要で、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にある日数を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、この取扱いをしない。
短期的評価	連続して、または随時行った測定結果により測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価にあつては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。
98%値評価	二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合には達成されないものと評価する。

資料：環境省ホームページ（大気汚染状況に関する環境基準の評価方法）

硫黄酸化物（SO_x）にかかる規制

志木市	K 値規制※
大気汚染防止法 第3条第2項（一般排出基準）	9.0
埼玉県生活環境保全条例 第50条第1項	14.5

注 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の濃度を規制したもので、煙突の高さに応じて許容排出量を定めるもので、いわゆる濃度規制といわれる方式

資料：埼玉県の大气規制（固定発生源）

第3節 水質汚濁

1 水質汚濁について

水質汚濁とは、河川などが本来持つ自然の浄化能力を超える量の汚濁物質の流入によって、水質が悪化することを言います。川の汚れの原因としては、かつては工場などの産業系排水が主でしたが、現在では家庭の日常生活から排出される生活排水が、全体の約7割を占めています。そのため、志木市でも公共下水道の普及に努め、昭和56年4月から一部が使用開始され、令和6年3月31日現在の処理区域内人口※に対する水洗化率は99.2%になっています。

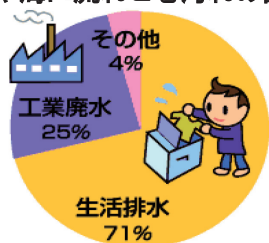
今後、さらにきれいな水質を取り戻すためには、一人ひとりが川を汚さないように努力することが必要です。

仮に、河川を汚すものを流した場合に魚が住めるような状態に戻すには、次に示すとおりたくさんのきれいな水を必要とします。

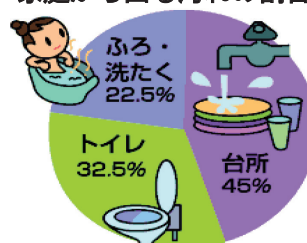
※ 処理区域内人口とは、公共下水道の整備が完了した区域内の人口のことを言います。

■参考：

川や海に流れこむ汚れの割合



家庭から出る汚れの割合



図：国土交通省 じゃぶじゃぶ川ねっと！ (<http://www.cgr.mlit.go.jp/tosyo/kids/jabu/index.html>) より

■参考：水質汚濁の例（魚が安心して住める水にするためには）

川に流したもの	流した量	200 リットルの浴槽で必要な水の量
米のとぎ汁	200 ml	0.8 杯 (160 リットル)
みそ汁	200 ml	5.2 杯 (1,040 リットル)
牛乳	200 ml	16.6 杯 (3,320 リットル)
天ぷら油	200 ml	200 杯 (40,000 リットル)

資料：国土交通省 じゃぶじゃぶ川ねっと！

■参考：水質汚濁を防ぐため、家庭で実践できること

汚れた食器は洗う前によく拭く。	食器に残った油やソースを、洗い流す前に紙などでふき取るだけで、河川への負荷を減らすことができます。
料理を作りすぎず、油や残り汁を流さない。	調味料や食品には、河川を汚す成分がたくさん含まれていますので、なるべく食べきれるように料理を作りましょう。
料理くずを流さない。	野菜くずなども河川を汚しますので、それらを取り除くとともに水分を切ることができるように、台所の流しの三角コーナーや排水口のストレーナーには、ろ紙や使い古しのストッキングなどをかぶせましょう。
分解性の良い洗剤を使う。	合成洗剤などによっては河川へ負荷がかかるものがありますが、河川へ流れても早く分解されるような洗剤を使うことによってその負荷を軽減することができます。
シャンプーや洗剤は適量を使う。	シャンプーや洗剤の洗浄力は、たくさんの量を使用することでその効果が得られるのではなく、適量を使用することによって得られるものです。したがって、いつも適量を使うことを心がけることが大切です。

（１）荒川右岸流域下水道について

家庭の台所や水洗トイレの汚水、さらには、一般の商店や工場の汚水を地下の下水管を通して終末処理場に集め、処理し、きれいな水にして自然界に戻す役目をするのが下水道です。

志木市は、新河岸川流域を中心とする首都圏 40 k m 圏内の地域にあり、埼玉県南西部の 10 市 3 町で構成する、荒川右岸流域下水道区域に属しています。

（２）志木市の公共下水道

公共下水道の整備が完了しますと、志木市ではその地域を「処理区域」として供用開始の告示をします。この告示により、当該区域の皆さんが下水道を利用できるようになります。供用（処理）開始面積、整備計画面積などの推移は以下のとおりです。

■下水道事業整備状況

各年 3 月 31 日現在（単位：h a ・％・人）

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体 計 画 面 積	674	674	674	674	674
認可面積(下水道法)	641	641	641	641	641
供用開始面積累計	611.14	611.14	611.14	628.32	628.32
整 備 率	95.3	95.3	95.3	98.0	98.0
行 政 人 口	76,445	76,601	76,374	76,463	76,187
処理区域内人口	76,100	76,259	76,046	76,131	75,845
普 及 率	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6
水 洗 化 人 口	75,110	75,357	75,270	75,388	75,213
水洗化率（人口）	98.7	98.8	99.0	99.0	99.2

2 河川水質の現状

水質の汚れを表す指標の一例として、生物化学的酸素要求量（BOD）があり、この数値が大きいほど川が汚れていることを表します。また、各河川は、水道水の利用や魚の生息に適した水質に応じて水域類型がそれぞれ指定されています。

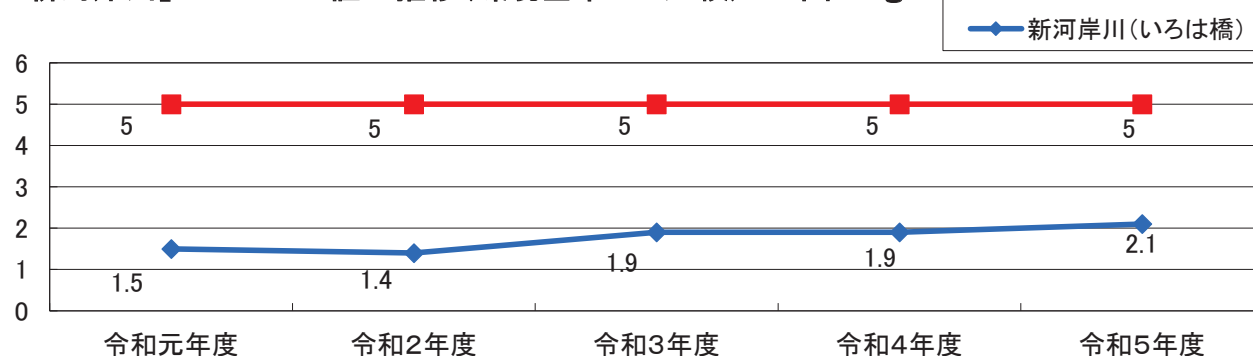
■令和 5 年度公共用水域の水質測定結果（生活環境項目の地点別年度平均値）

河川名（測定地点名）	水域類型	p H	B O D (mg/l)	S S (mg/l)	D O (mg/l)	大腸菌数 (CFU/100mL)	測定機関名
荒 川 （秋ヶ瀬取水堰）	A	7.8	1.6	8	9.7	60	国土交通省
新 河 岸 川 （いろは橋）	C	7.1	1.9	8	7.1	1,600	埼玉県
柳 瀬 川 （栄 橋 ）	C	7.4	1.4	4	9.1	2,100	埼玉県

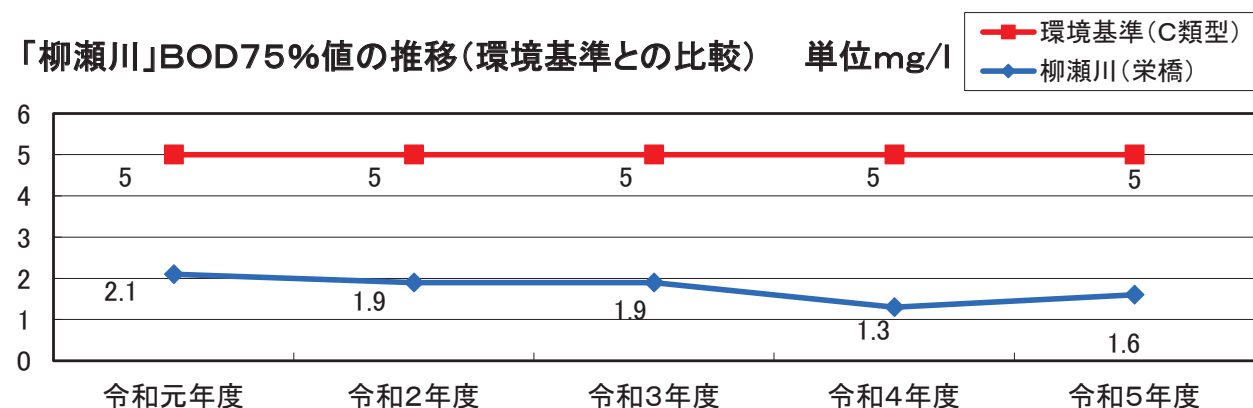
注：令和 6 年 11 月現在で公表されている最新データを元にしています。

資料：埼玉県ホームページ（令和 5 年度公共用水域の水質測定結果）

「新河岸川」BOD75%値の推移(環境基準との比較) 単位mg/l



「柳瀬川」BOD75%値の推移(環境基準との比較) 単位mg/l



注1 令和6年11月現在で公表されている最新データを元としています。

注2 環境基準の達成の判定は、1日ごとの平均値が、年間で75%以上基準値を満足しているものを達成地点とすることとされています。

資料：埼玉県ホームページ（地点別 BOD75%値と環境基準達成率の推移）

参考：水質汚濁に関する環境基準の水域類型

水域 類型	利用目的の適応性 (※)	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴	〃	2mg/ℓ 以下	〃	〃	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級	〃	3mg/ℓ 以下	〃	5mg/ℓ 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級	〃	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	〃	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	〃	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	〃	—

資料：埼玉県ホームページ（環境基準（水質）と類型指定）

※ 利用目的の適応性の欄の説明

水道 1 級	ろ過等による簡易な浄水操作を行えば飲める程度
水道 2 級	沈でんろ過等、通常の浄水操作を行えば飲める程度
水道 3 級	前処理等を伴う高度な浄水操作を行えば飲める程度
工業用水 1 級	沈でん等、通常の浄水操作を行えば工業用水に利用できる程度
水産 1 級	ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物が漁獲できる程度
水産 2 級	サケ科魚類、アユ等貧腐水性水域の水産生物が漁獲できる程度
水産 3 級	コイ、フナ等、B・中腐水性水域の水産生物が漁獲できる程度
自然環境保全	国立公園等、自然探勝等を行える環境が保全されている
環境保全	日常生活（沿岸の遊歩を含む）において不快感を生じない程度

資料：埼玉県ホームページ（環境基準（水質）と類型指定）

3 水質異常事故発生時における対応

公共用水域が有害物質や油類等によって汚染されると、魚類が大量に浮上・へい死したり、利水に影響を及ぼすなどの被害が発生します。水質異常事故が発生したときは、速やかにその規模や危険性を把握し、被害の拡大防止に努めるなど、迅速な対応をとる必要があります。志木市では、水質異常時における緊急マニュアルを整え、県と連絡を取り合い的確な対応を行っています。

4 特定・指定事業場の概要

（１）水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

「水質汚濁防止法」では、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液によって人の健康に係る被害が生じた場合、事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしています。

志木市における特定事業場は以下のとおりです。

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

事業・施設名	届出数
畜産農業	2
豆腐製造業	1
繊維製品製造及び加工業	1
酸・アルカリ表面処理施設	4
電気メッキ業	1
旅館業	2
弁当仕出し業	1
飲食業	1
洗濯業（洗浄施設）	10
車両洗浄施設	8
トリクロロエチレン等洗浄施設	1
し尿処理施設	3
共同調理場	1
自動式フィルム現像洗浄施設	0
合 計	36

資料：埼玉県西部環境管理事務所

(2) 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定事業場数

「水質汚濁防止法」による規制のほか、「埼玉県生活環境保全条例」が適用され、指定事業場における排水規制が行われています。

(令和6年3月31日現在)

業種・施設名	届出数
集団給食施設・料理品小売業	3

資料：埼玉県西部環境管理事務所

(3) 工場・事業場に対する立入検査

埼玉県と志木市は、水質汚濁の防止を図るため、届出が必要な工場・事業場に対し、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例に基づいて、届出の指導及び立入検査等を実施しています。

年度	事業場数	立入検査 事業場	排水基準 超過件数	左に対する行政処置内訳		
				改善注意	勧告	命令
令和元	41	0	0	0	0	0
令和2	41	5	1	1	0	0
令和3	41	8	1	1	0	0
令和4	38	8	1	1	0	0
令和5	36	8	0	0	0	0

資料：埼玉県西部環境管理事務所

(4) 項目別排水基準超過件数（立入検査等で指摘された件数）

年度	PH	BOD	SS	CN	Cd	Cu	Zn	油分	Pb	PCB
令和元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：埼玉県西部環境管理事務所

5 地下水の有機塩素化合物による汚染

地下水汚染は地下水の移動が非常に遅いことから、一度汚染されてしまうと改善が困難となり、長期間にわたって汚染を引き起こします。

金属やドライクリーニングなどの洗浄剤として広く使用されている有機塩素系化学物質化合物のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3物質は水中での残留性が強いいため、地下浸透による地下水汚染が問題になっております。

	環境基準
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下

資料：環境省ホームページ（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）

第4節 騒音

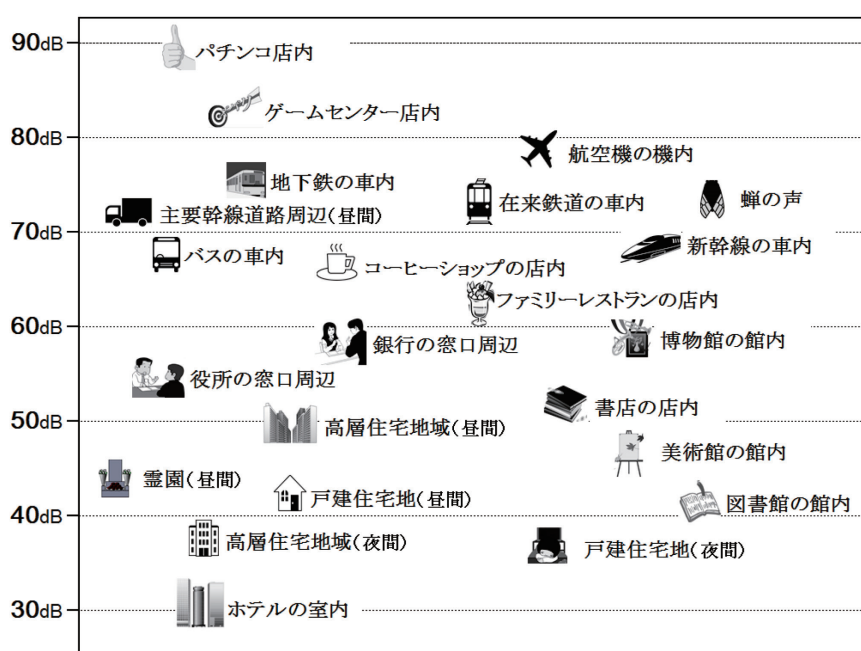
1 騒音について

(1) 騒音とは

騒音は、「好ましくない音、不快に感じる」など感覚・心理的なもので、公害の中でも日常生活に関係の深い問題であり、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことから感覚公害とよばれ、その発生源も工場・事業場、建設作業、自動車、音響機器など多種多様です。

人体への影響としては、睡眠を妨げたり、学習作業能率の低下、生理機能の低下といった精神的なものが主に挙げられます。また、音の感じ方には個人差が大きく、騒音問題の解決を難しくしている一因でもあります。

■参考：騒音レベルとその例



出典：全国環境研協議会騒音小委員会

(2) 志木市の状況

志木市における令和5年度の騒音苦情件数は14件で、令和4年度と比較し1件の減少となりました。内容としては、事業所の早朝や夜の作業等に伴う騒音及び建設工事の騒音に対する苦情でした。

(3) 騒音の規制について

騒音は騒音計で測定し、単位はdB（デシベル）で表現します。騒音は、法律や条例によって一定の音量が制限されており、騒音規制法では、工場・事業場及び特定建設作業の騒音について規制しています。

また、道路交通騒音については、一定限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められた場合には、公安委員会又は道路管理者に対し、道路交通法により、交通規制や道路構造の改善措置を要請することが定められています。

さらに埼玉県生活環境保全条例では、工場・事業場、資材置場における作業及び拡声機、深夜営業の騒音について規制しています。

志木市においては全域が、騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例の規制地域に指定されています。

(4) 規制基準

■ 騒音規制法に基づく特定施設・対象作業場等に関する規制基準

区域区分		時間区分	昼間 午前 8時から 午後 7時まで	朝 午前 6時から 午前 8時まで 夕 午後 8時から 午後 10時まで	夜 午後 10時から 翌日の午前 6 時まで
1 種	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域		50 dB	45 dB	45 dB
2 種	第1種住居地域 第2種住居地域 用途外地域		55 dB	50 dB	45 dB
3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65 dB	60 dB	50 dB

平成 24 年志木市告示第 45 号

注 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定施設・指定作業についても上記と同じ

■ 騒音規制法に基づく特定建設作業の種類及び音量の規制基準

特定建設作業の種類
くい打ち機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業
びょう打機を使用する作業
さく岩機を使用する作業
空気圧縮機を使用する作業
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業

騒音の 大きさ	区 域 の 区 分		作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
85dB	1号区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住 居地域、準住居地域、近隣 商業地域、商業地域、準工 業地域、用途外地域 上記以外の区域で、学校、 保育所、病院等の周囲おお むね 80m 以内の区域	午後 7 時～ 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜日・ 休日
	2号区域	1号区域以外の区域	午後 10 時～ 午前 6 時	14 時間/日	同 上	同 上

資料：埼玉県ホームページ（特定建設作業の騒音・振動規制）

■ 騒音に係る環境基準

① 一般地域の環境基準

地域区分		時間の区分 昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 午前 6 時まで
A	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 用途外地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60 dB 以下	50 dB 以下

資料：埼玉県ホームページ（騒音に係る環境基準）

② 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

資料：埼玉県ホームページ（騒音に係る環境基準）

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道、及び一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路に建設する空間については、上表によらず次表が当てはまる。

区分	昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から午前 6 時まで
屋外	70 dB 以下	65 dB 以下
窓を閉めた屋内	45 dB 以下	40 dB 以下

資料：埼玉県ホームページ（騒音に係る環境基準）

■ 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分			時間の区分 昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 午前 6 時まで
1	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65 dB	55 dB
	第 1 種中高層住居専用地域			
	第 1 種住居地域			
	第 2 種住居地域			
	用途外地域			
2	第 1 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 dB	65 dB
	第 1 種中高層住居専用地域			
3	第 1 種住居地域	2 車線以上	75 dB	70 dB
	第 2 種住居地域			
	用途外地域			
	近隣商業地域	車線を有する	75 dB	70 dB
	商業地域			
	準工業地域			

資料：埼玉県ホームページ（令和 4 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果）

(5) 自動車騒音常時監視調査

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法 18 条に基づき、市内の主要幹線道路を対象に自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域がさらされる状況について、経年的に把握することを目的としています。

令和 5 年度の調査路線は川越新座線（本町 1 丁目 1 番～幸町 4 丁目 5 番）を令和 4 年度は保谷志木線（本町 4 丁目～上宗岡 2 丁目）、面的評価によって評価しました。

面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から 50m 範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。（令和 9 年度に保谷志木線、令和 10 年度に川越新座線実施予定）

令和 5 年度自動車騒音常時監視調査結果

（単位：dB）

調査路線 （調査地点）	時間 区分	調査結果 （ L_{Aeq} ）	環境基準との比較		要請限度との比較	
川越新座線 （幸町 1 丁目 8 番）	昼間	64	70	○	75	○
	夜間	60	65	○	70	○

令和 4 年度自動車騒音常時監視調査結果

（単位：dB）

調査路線 （調査地点）	時間 区分	調査結果 （ L_{Aeq} ）	環境基準との比較		要請限度との比較	
保谷志木線 （本町 4 丁目 2 番）	昼間	65	70	○	75	○
	夜間	61	65	○	70	○

注 1 環境基準、要請限度は「幹線道路を担う道路に近接する空間の特例値」を適用

2 表中の記号は次のとおり ○：基準を満足 ×：基準を超過

3 自動車騒音の状況の常時監視とは、状況把握を継続的に行うことを意味し、365 日 24 時間一刻の切れ目もなく連続的に監視するというものではありません。

※ 測定については、2 カ所を 5 年周期で行っています。

(6) 騒音規制に係る届出状況

特定施設に関する届出内訳表（令和 5 年度）

届出の種類	特定施設設置届	特定施設使用全廃届	特定施設の種類の数変更届	計
件 数	1	1	0	2

特定建設作業実施届出内訳表（令和 5 年度）

作業の種類	くい打ち機	さく岩機	空気圧縮機	ブルドーザー	バックホウ	計
件 数	1	13	0	0	0	14

指定施設に関する届出内訳表（令和 5 年度）

届出の種類	指定騒音施設設置届	指定騒音施設使用全廃届	指定騒音施設の種類の数変更届	計
件 数	0	1	0	1

カラオケ設置に関する指導（令和 5 年度）

指導件数 1 件

第5節 振動

1 振動について

(1) 振動とは

振動は、騒音や悪臭と同様に、感覚公害と呼ばれ、物的被害を生ずることもありますが、一般的には心理的・精神的な影響が主体となっています。振動の発生源は工場・事業場、建設作業及び道路交通等であり、同時に騒音を伴っている場合がほとんどです。

(2) 志木市の状況

志木市における令和5年度の振動苦情は3件で解体工事の振動でした。

(3) 振動の規制について

振動は振動計で測定し、単位は騒音と同様にdB（デシベル）で表現されます。振動規制法では、工場・事業場の特定施設、特定建設作業の振動について規制しています。道路交通振動に係る要請の措置も騒音と同様に定められています。さらに、埼玉県生活環境保全条例においても、工場・事業場の指定された機械について規制しています。

志木市においては全域が、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例の規制地域に指定されています。

(4) 規制基準

■ 振動規制法に基づく特定工場等・指定振動工場等に関する規制基準

区 域 区 分		時 間 の 区 分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
1 種	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域及び用途外地域		60 dB	55 dB
2 種	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域		65 dB	60 dB

注 学校等の周辺おおむね50mの区域はさらに5デシベル減じた値とします。

平成24年志木市告示第51号

■ 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類
くい打ち機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
舗装版破砕機を使用する作業
ブレーカーを使用する作業

振動の 大きさ	区 域 の 区 分		作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
75dB	1号区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 用途外地域 上記以外の区域で、学校、 保育所、病院等の周囲おおむね80m以内の区域	午後7時～ 午前7時	10時間	連続6日	日曜日・ 休日
	2号区域	1号区域以外の区域	午後10時～ 午前6時	14時間	同 上	同 上

資料：埼玉県ホームページ（特定建設作業の騒音振動規制）

注1 1日当たりの作業時間については、改善勧告・命令により4時間まで短縮可能

2 上表の基準は、災害、その他非常事態の発生により緊急に行う必要のある作業については適用外の規定があります。

■ 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～午前8時
第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・用途外地域	65 dB	60 dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70 dB	65 dB

資料：埼玉県ホームページ（令和4年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果）

（5）振動規制に係る届出状況

特定施設に関する届出内訳表（令和5年度）

届出の種類	特定施設設置届	特定施設使用全廃届	特定施設の種類の数変更届	計
件 数	1	0	0	1

特定建設作業実施届出内訳表（令和5年度）

作業の種類	くい打ち機等	鋼球	舗装版破砕機	ブレーカー	計
件 数	1	0	0	7	8

2 交通騒音振動調査

(1) 調査目的

この調査は、自動車交通騒音振動の実態を把握することにより、自動車交通騒音振動公害対策に資するために行なっています。

(2) 調査道路名

主要地方道 保谷志木線

(3) 調査日

令和3年11月29日(月)～30日(火)(24時間調査)



(4) 調査地点

志木市中宗岡1-3-43 いろは橋交番脇 道路端より1.2m地点

- ・都市計画法用途地域 第1種住居地域(B地域)
- ・地域類型と車線数 B地域と2車線を有する道路に面する地域

(5) 測定結果

測定結果を環境基準と比較してみると、昼間及び夜間ともに基準を下回りました。

また、振動については、要請限度と比較してみると、昼間及び夜間ともに限度内でした。

注 騒音の環境基準と要請限度については、調査が県道であるため「幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値」としています。

道路交通騒音比較結果 A 特性

(単位: dB)

	環境基準 (LAeq)	要請限度 (LAeq)	測定結果 (LAeq)
昼 間	70	75	65
夜 間	65	70	63

道路交通振動比較結果 Z 方向 (80%レンジ)

(単位: dB)

	環境基準	要請限度	測定結果
昼 間	なし	65	37
夜 間	なし	60	32

注 環境基準と要請限度

	環境基準	要請限度
概要	望ましい基準の目標	対策を執るべき限度
内容	生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。	自動車騒音・振動が省令で定める限度を超えることにより、生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

第6節 悪 臭

1 悪臭について

(1) 悪臭とは

悪臭の発生源としては、主に野焼き、食品製造業、化学工業、印刷業、サービス業及び建設作業現場などがあり、多種多様で、吐き気、食欲不振、頭痛及び不快感等をもたらす感覚公害であり、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例で規制されています。

(2) 志木市の状況

志木市における令和5年度の悪臭苦情件数は6件で、令和4年度から1件増加となりました。

(3) 悪臭測定

令和5年度は、測定が必要な公害苦情はありませんでした。

(4) 規制基準

悪臭防止法では、規制の方法として規制物質の物質濃度による規制と臭気全般に対して臭気指数※による規制があり、地域の特性に合わせ規制ができるようになり、志木市は悪臭全般を対象とする臭気指数による規制を選択しました。これによって、平成18年10月1日から志木市全域は敷地境界線において「臭気指数15」以内という基準が定められ、悪臭の苦情に対してすべての事業所におけるすべての臭気が規制の対象になり、平成24年4月1日からは、臭気指数規制基準値も本市で定めております。

臭気指数による規制

ア 敷地境界線における規制基準（志木市はA区域になり、臭気指数15）

区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
	B・C 区域外の区域	農業振興地域	工業地域・工業専用地域
臭気指数	15	18	18

イ 煙突等の排出口における規制基準（敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則に定める換算式により算出する。）

ウ 排出水中における規制基準（敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則に定める換算式により算出する。）

注 臭気指数とは、臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水をおいを感じられなくなるまで無臭空気（無臭水）で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数を10倍した数値です。

第7節 地盤沈下

1 地盤沈下について

地盤沈下は、自然のかん養量を上回る地下水の過剰なみ上げによって引き起こされ、年間2cm以上の沈下を地盤沈下の目安にしています。

埼玉県内においても昭和40年半ばには、急速な発展や人口増加に伴い、地下水採取量が増加して、地盤沈下が明らかになりました。このようなことから、工業用水法等による地下水の採取規制、上水道の水源を地下水から河川表流水へと転換を進めたこと及び工業用水の合理化指導等を行った結果、昭和50年代以降は、志木市を含む県中央部地域の地盤沈下は沈静化してきました。しかし、渇水年には地下水の揚水量が増加するために、依然として地下水位が低下し、地盤沈下が生じる傾向が続いています。

埼玉県では、地盤沈下の実態把握を行うため精密水準測量を行っています。変動量は日本水準原点（東京都千代田区永田町1-1 尾崎記念公園内）と13の基準点を不動点として、県内の水準点で測定しています。

2 志木市の状況

志木市には、4箇所の水準基標があります。昭和44年から調査している浅間神社境内では、令和5年までの間に約44cmに及ぶ地盤沈下が生じています。

令和5年については、若干の上昇が見られた状況になっています。

■精密水準測量成果表

現 在 地		調 査 開 始 年 月 日	各 年 別 変 動 量 (mm)					過 去 5 年間の 変 動 量 平 成 3 1 . 1 . 1 令 和 6 . 1 . 1 (mm)	調 査 開 始 年からの 変 動 量 (mm)	令 和 6 . 1 . 1 の 真 高 (T.P.) (m)
町 名	目 標		平成 31.1.1	令和 2.1.1	令和 3.1.1	令和 4.1.1	令和 5.1.1			
			令和 2.1.1	令和 3.1.1	令和 4.1.1	令和 5.1.1	令和 6.1.1			
上宗岡 4-27-20	浅間神社 境内	(昭和) 44.2.1	+5.7	-4.6	+5.4	−2.3	+2.0	+6.2	−436.7	5.6167
中宗岡 1-3-34	関口工業 (株) 東側 隅	(平成) 17.1.1	+7.2	-4.4	+3.6	−0.9	+1.1	+6.6	−33.8	5.8318
本町 1-10-1	志木小学校	(平成) 17.1.1	+9.1	-2.4	+3.6	−1.7	+0.4	+9.0	−27.9	15.3739
幸町 1-12-2	西原ふれあい 第四公園	(平成) 22.1.1	+6.3	-1.3	+3.3	−1.6	+0.7	+7.4	−18.0	18.6058

出典：埼玉県ホームページ（水準測量、地盤沈下調査報告書について）

第8節 あき地・空き家

1 あき地について

あき地に繁茂した雑草等が放置されることにより、火災や犯罪の発生原因にならないようにするため、志木市では、「志木市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、管理不良の状態にあるあき地の所有者、管理者に対して指導を行っています。

あき地の管理方法について

あき地の場合	(1) 雑草（枯れ草等）を刈りとって整備する。 (2) 不法投棄された廃棄物等を取り除く。 (3) 蚊・ハエが発生するような状態であれば土地を整備する。 (4) 人が容易に出入り出来ないように鉄線などで囲いをする。 (5) 除草剤は、極力使用を避け、万一使用する場合は取扱いに注意し、周囲への二次災害が起きないように充分配慮する。
あき地を物置、駐車場、作業場等に利用し、又は利用させている場合	(1) 危険防止上、積荷が崩れないように整備する。 (2) ブロック又はこれに類する強固なもので囲いを設ける。

注 刈草の処分については、ダイオキシン類などを考慮し、野焼きや家庭用焼却炉での焼却はやめ、適正に処分する。

令和5年度 あき地の環境保全に関する実績

調査箇所 (件)	依頼書送付（口頭含む）※1			勧告書送付※2			実施率（％）
	依頼数（件）	処理数（件）	未処理数 (件)	勧告数（件）	処理数（件）	未処理数 (件)	
7	7	7	0	0	0	0	100

注1 調査を行った結果、条例第4条第1項による指導の必要のあったもの

2 条例第4条第2項に基づく勧告

2 空き家について

近年において、少子高齢化や人口減少、既存建築物の老朽化などの理由から、全国的に空き家が増加しています。

空き家等については、本来その所有者等に適正な管理をする責務がありますが、空き家等が適性に管理されないまま放置された場合、老朽化等により屋根や壁などの建築部材の落下や飛散、不法侵入、放火のおそれなど防災、防犯、安全、衛生、景観その他の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが危惧されています。

志木市においては、平成28年3月に策定した志木市空き家等対策計画に基づき、志木市空き家等バンクの運用や、空き家等バンクに登録した空き家の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料の助成、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部による不動産の無料相談会の開催、さらには、適正に管理されていない空き家等及びその土地の寄付を受入れることで老朽空き家を除却し、除却後の土地を利活用するなどの事業を実施し、適正管理対策、利活用対策及び予防対策を柱として空き家等対策を推進しています。

なお、令和3年3月に令和3年度から令和7年度までの今後5年間を見据えた第二期志木市空き家等対策計画を策定しました。

(1) 適正管理対策

令和元年度 空き家の調査

調査対象件数	空き家認定件数
412 件	310 件

令和5年度末 空き家件数
370 件

水道の開栓データをもとに、関係課職員で調査した。

令和5年度 空き家の苦情件数

苦情件数 (件)	依頼書送付			実施率 (%)
	依頼数(件)	処理数(件)	未処理数 (件)	
21	21	14	7	66.7

(2) 利活用対策

令和5年度 志木市空き家等バンクへの物件登録数

NO	所在地	種別	登録日	その他
1	志木市本町2丁目3番28号	売却	令和5年7月26日	

令和5年度 志木市空き家等バンク仲介手数料補助

NO	所在地	補助年月日
	該当なし	

(3) 予防対策

令和5年度 不動産無料相談会

実施回数	相談件数
12 回	11 件

毎月第3木曜日に実施

令和5年度 空き家対策と利活用相談会

実施回数	相談件数
実施なし	0 件

第3章 廃棄物とリサイクル

第1節 志木市の廃棄物状況

SDGs の目標 12「つくる責任つかう責任」の中には、2030 年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することが目標として掲げられております。本市においても、目標達成ため、ごみの分別等を通し、ごみの削減を図っています。

1 志木市のごみ分別

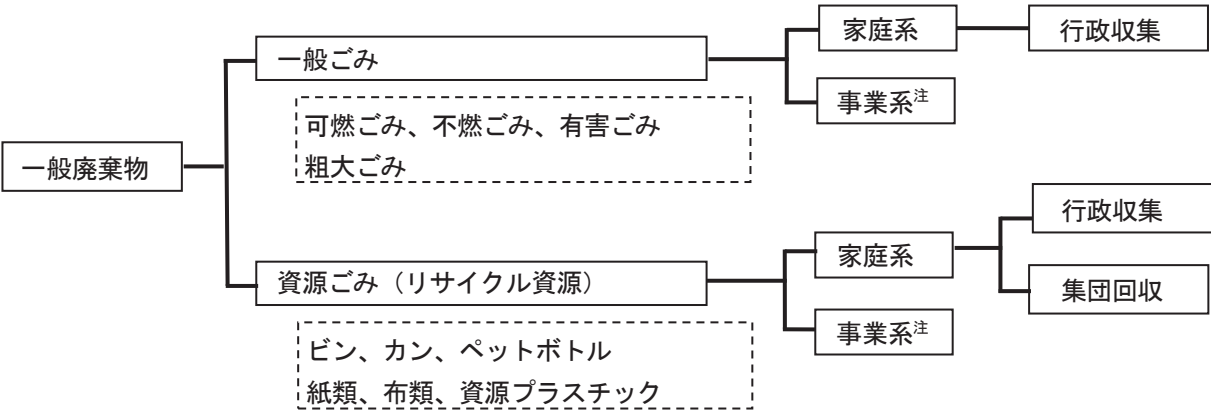
廃棄物（ごみ）は大きく分類すると一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

一般廃棄物とは、家庭ごみの他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の事業ごみのことをいいます。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる特定の廃棄物のことをいい、汚泥やがれき類など 20 種類が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）で定められています。

一般廃棄物については、廃棄物処理法第 6 条の 2 で、市町村が区域内の一般廃棄物を収集し、これを運搬及び処分することが規定されています。また、一般廃棄物は下記のように一般ごみと資源ごみに分類されます。（図 1-1）

図 1-1 ごみの分類表



注 事業系一般ごみ・資源ごみは志木市の許可業者と個別契約により収集。

（1）ごみの分類

志木市のごみの分別は 5 種 13 分類となっています。5 種とは、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源ごみ、粗大ごみをいい、13 分類とは、資源ごみを、ビン、カン、ペットボトル、雑紙、新聞、雑誌、段ボール、布類、資源プラスチックの 9 分類とし、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみと合わせて 13 分類としています。（表 1-1）

（2）ごみの排出者別割合

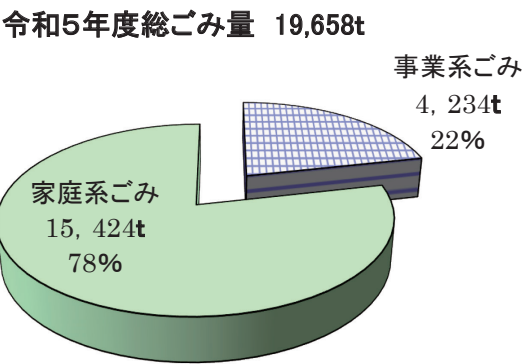


表 1-1 5 種 13 分類一覧表

種 類		分 類	
1	可燃ごみ	1	可燃ごみ
2	不燃ごみ	2	不燃ごみ
3	有害ごみ	3	有害ごみ
4	資源ごみ	4	ビン
		5	カン
		6	ペットボトル
		7	雑紙
		8	新聞
		9	雑誌
		10	段ボール
		11	布類
		12	資源プラスチック
5	粗大ごみ	13	粗大ごみ

2 ごみの量の推移

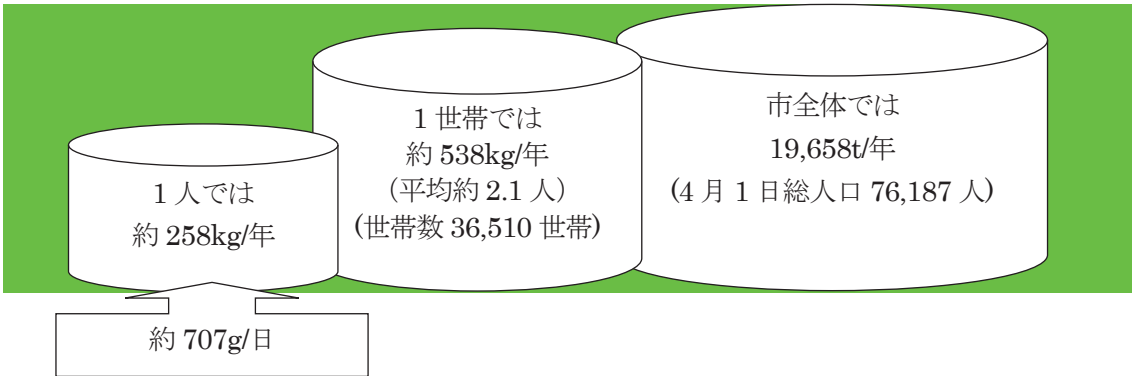
(1) 令和5年度総排出量と内訳

ア 総ごみ量

令和5年度に志木市から出た総ごみ量（家庭系、事業系ごみと、事業所で富士見環境センターへ搬入せず独自に処理されたごみを合せたもの）は、19,658t で、一人あたりに換算すると年間約 258kg となり、一人1日当たりのごみ排出量は、約 707g となります。

これは令和4年度（総ごみ量 20,348t）の一人1日当たりのごみ排出量が約 730g であったのに対し、約 23g 減少しています。（図2-1）

図2-1



$$\text{一人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)} = \frac{19,658 \text{ t (総ごみ量)} \times 1,000,000 \text{ g}}{(\text{人口 } 76,187 \text{ 人}[\text{令和5年4月1日現在}]) \times (\text{年間日数}[365])}$$

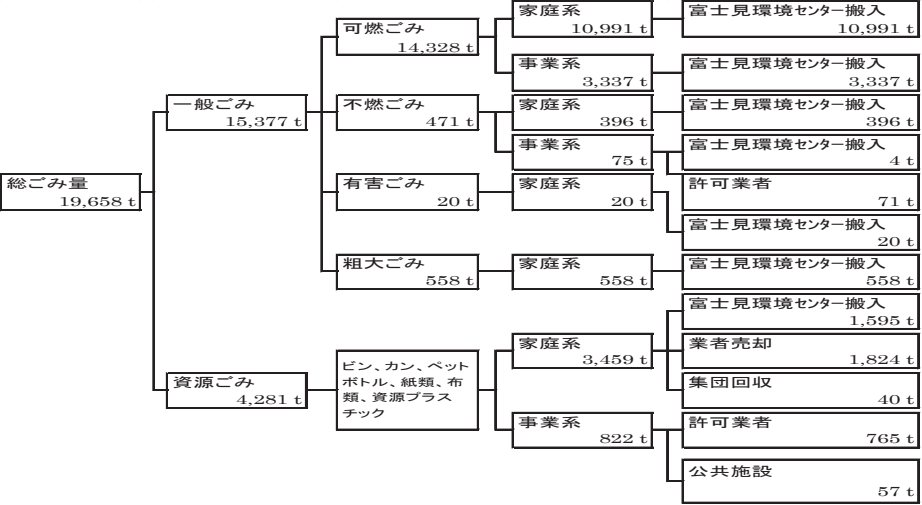
注 人口は、志木地区衛生組合との整合性を図るため4月1日現在の人口を用いています。

イ 総ごみ量の内訳

令和5年度の総ごみ量 19,658t の内訳は、可燃ごみが 14,328t、資源ごみが 4,281t、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみが 1,049t でした。

総ごみ量のうち、16,901t が富士見環境センターに搬入されています。（図2-2）

図2-2 総ごみ量の内訳



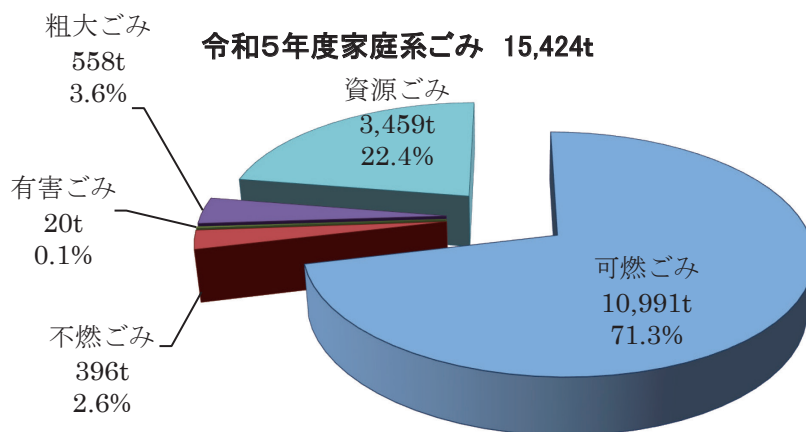
参考: 志木地区衛生組合の概要(令和6年10月)を基に作成

ウ 家庭系ごみの内訳

「家庭系ごみ」とは家庭から出る一般ごみと資源ごみです。

令和5年度の全体のごみ量は15,424tでした。そのうち可燃ごみが約71.3%、次いで資源ごみが約22.4%を占めています。不燃ごみは約2.6%、有害ごみは約0.1%、粗大ごみは約3.6%となっています。（図2-3）

図2-3 家庭系ごみの内訳



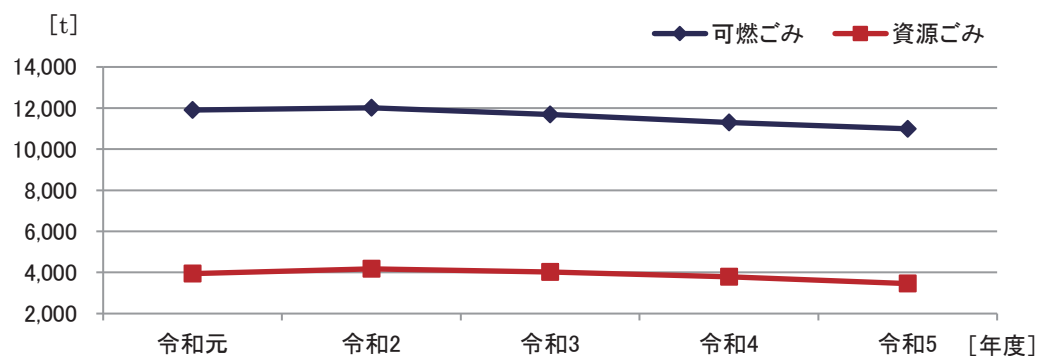
参考: 志木地区衛生組合の概要(令和6年10月)を基に作成

エ 家庭系ごみ量の推移

図2-4は、家庭系ごみ量の推移を示しています。

最も量が多いのは可燃ごみで、おおむね横ばいとなっています。

図2-4 家庭系ごみ量の推移



注 不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみについては、微量のため図には示していません。

(単位: t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	11,912	12,012	11,684	11,298	10,991
不燃ごみ	432	476	426	409	396
有害ごみ	20	24	19	25	20
資源ごみ	3,940	4,175	4,027	3,789	3,459
粗大ごみ	557	586	583	552	558
合計	16,861	17,273	16,739	16,073	15,424

注 資源ごみは、ビン、カン、ペットボトル、紙類、布類、資源プラスチックで構成されます。

参考: 志木地区衛生組合の概要(令和6年10月)を基に作成

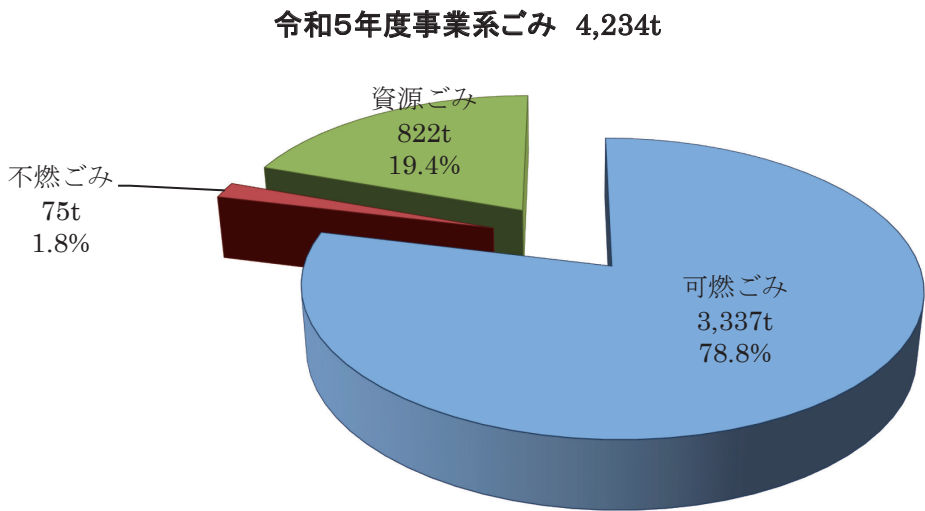
オ 事業系ごみの内訳

「事業系ごみ」とは事業所等から出る一般ごみと資源ごみです。

令和5年度の事業系のごみ量は4,234tでした。そのうち可燃ごみが78.8%、資源ごみが19.4%、不燃ごみが1.8%となっています。（図2-5）

令和4年度比での事業系ごみ量は4,275tで、41t減少しました。

図2-5 事業系ごみの内訳



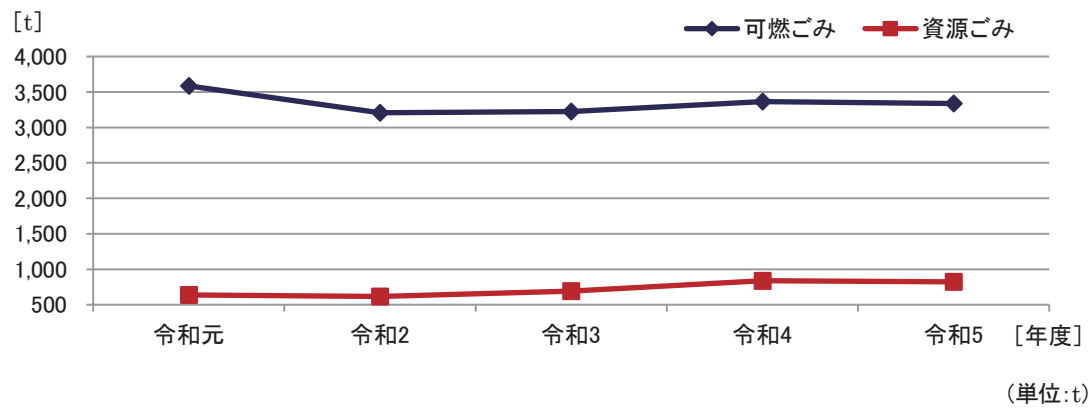
参考: 志木地区衛生組合の概要(令和6年10月)を基に作成

カ 事業系ごみ量の推移

図2-6は、事業系ごみ量の推移を示しています。

可燃ごみ、資源ごみともに横ばいとなっています。

図2-6 事業系ごみ量の推移



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	3,586	3,207	3,224	3,364	3,337
不燃ごみ	129	81	76	73	75
資源ごみ	635	616	693	838	822
合計	4,350	3,904	3,993	4,275	4,234

注 不燃ごみについては微量のため、図には示していません。

参考: 志木地区衛生組合の概要(令和6年10月)を基に作成

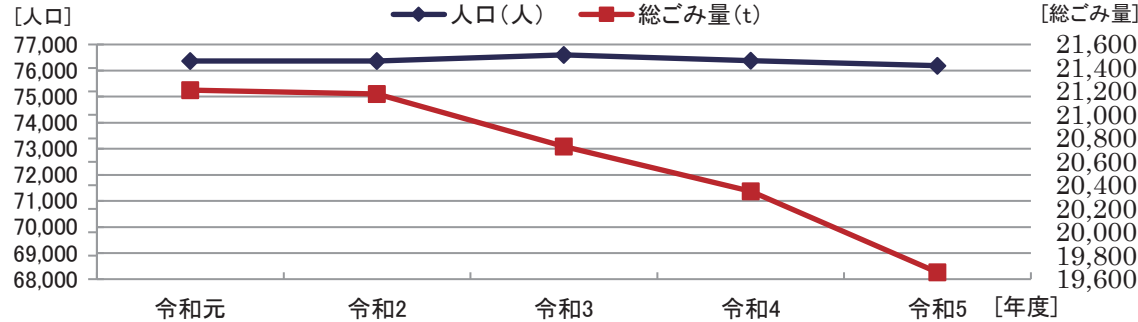
(2) 排出量の推移

ア 総ごみ量と人口の比較

図2-7は、志木市の総ごみ量と人口の推移を示しています。

総ごみ量は、令和4年度比で、690t 減少しました。人口は、横ばいとなっていますが、一人当たりのごみ排出量は減少となっています。

図2-7 総ごみ量と人口の推移



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	15,498	15,219	14,908	14,662	14,328
不燃ごみ	561	557	502	482	471
有害ごみ	20	24	19	25	20
資源ごみ	4,575	4,791	4,720	4,627	4,281
粗大ごみ	557	586	583	552	558
合計	21,211	21,177	20,732	20,348	19,658
人口(4月1日現在)	76,365	76,445	76,601	76,374	76,187
一人当たり(kg/年間)	278	277	271	266	258

(単位:t)

参考：志木地区衛生組合の概要（令和6年10月）を基に作成

$$\text{一人当たりのごみ量 (kg/年間)} = \frac{\text{総ごみ量} \times 1,000 \text{kg}}{\text{人口 76,187 人[令和5年4月1日現在]}}$$

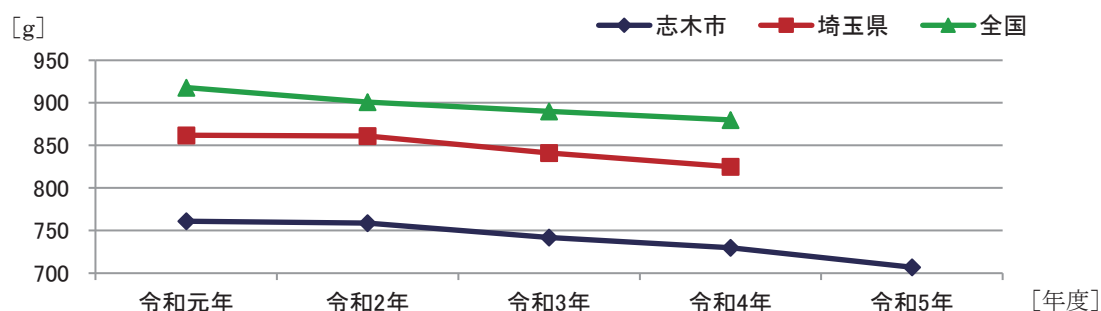
イ 一人1日当たりのごみ排出量の推移

図2-8は、市民一人が1日に出すごみ量の推移を示したものです。

令和5年度は、市全体の総ごみ量から、一人1日当たりのごみ排出量を算出すると、約707gとなっており、令和4年度に比べ約23g減となりました。

また、最新データ（令和4年度）の数値で全国平均、埼玉県平均と比べると志木市の方が少なくなっています。

図2-8 一人1日当たりのごみ排出量の推移



(単位:g)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
志木市	761	759	742	730	707
埼玉県	862	861	841	825	—
全国	918	901	890	880	—

注 令和6年9月現在で公表されている最新データを元としています。

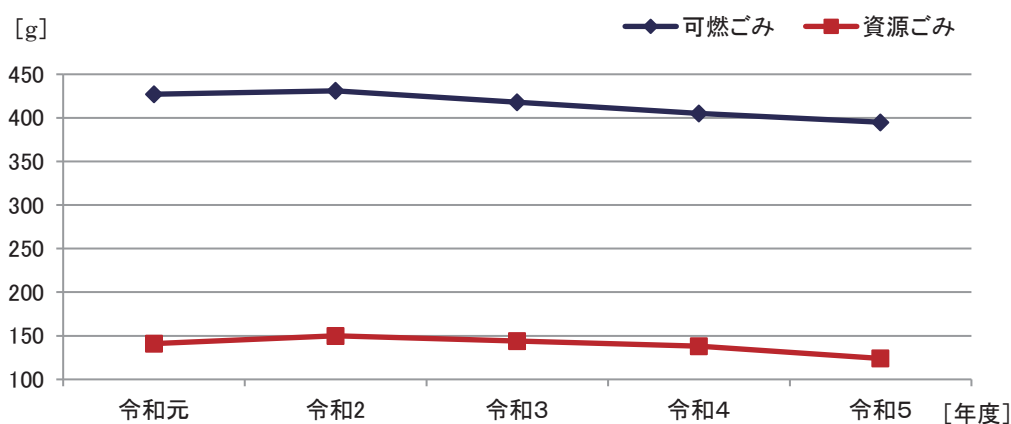
参考: 志木地区衛生組合の概要(令和6年10月)、埼玉県一般廃棄物の排出及び処理事業の概要について

$$\text{一人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)} = \frac{\text{総ごみ量} \times 1,000,000 \text{ g}}{(\text{人口 } 76,187 \text{ 人}[\text{令和5年4月1日現在}]) \times (\text{年間日数}[365])}$$

ウ 一人1日当たりの家庭系ごみ量の推移

図2-9をみると、可燃ごみは減少傾向にあります。資源ごみはほぼ横ばいで推移しています。

図2-9 一人1日当たりの家庭系ごみ量の推移



(単位:g)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	427	431	418	405	395
不燃ごみ	15	17	15	15	13
有害ごみ	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7
資源ごみ	141	150	144	138	124
粗大ごみ	20	21	21	20	20
合計	603.7	619.9	598.7	578.9	552.7

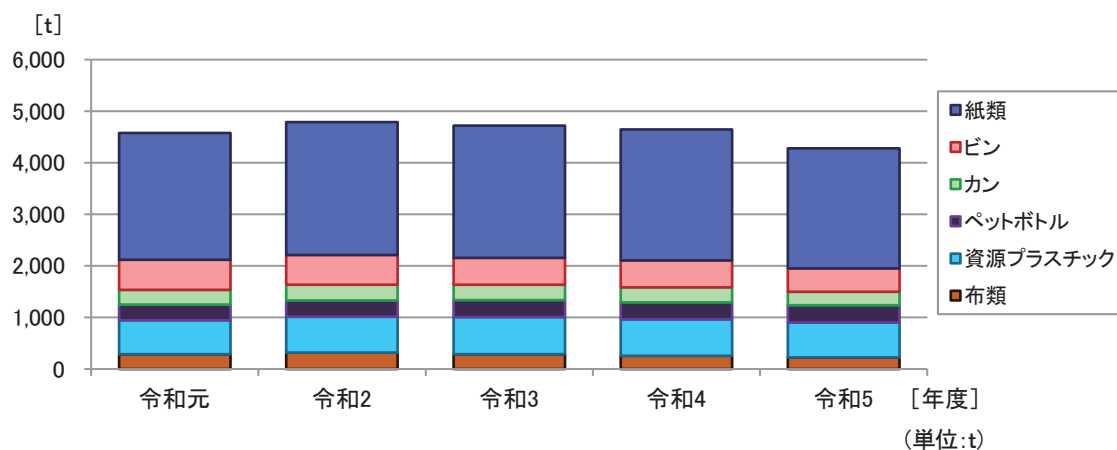
注 不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみについては微量のため、グラフには示していません。

参考: 志木地区衛生組合の概要(令和6年10月)

(3) 資源化の推移

図2-10は、令和元年度からの資源ごみ量の推移を示したものです。ごみ量のうち、全体の約5割の2,330tを紙類が占めています。また、図2-11は紙類の内訳を示したものです。

図2-10 資源ごみ量の推移



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ビン	579	577	522	501	450
カン	289	302	300	289	266
ペットボトル	300	317	329	333	332
資源プラスチック	663	697	718	704	675
紙類	2,458	2,581	2,563	2,541	2,330
布類	286	317	288	259	228
合計	4,575	4,791	4,720	4,627	4,281

注 粗大・不燃・有害ごみの資源化分を除きます。

参考: 志木地区衛生組合の概要(令和6年10月)

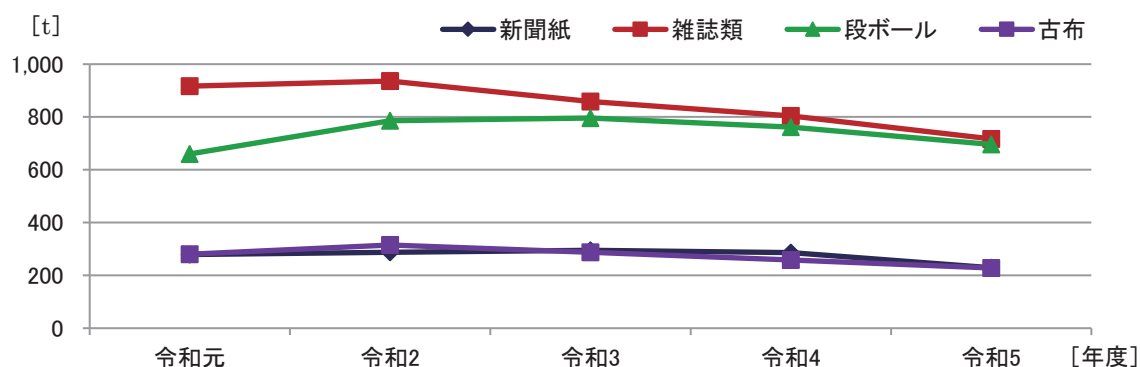
ア 資源ごみ（古紙・古布・ペットボトル）の売却量と売却額

集積所に出される資源ごみのうち古紙・古布と公共施設から回収されたペットボトルは専門業者に売却しています。

令和５年度に売却した資源ごみの総量は 1,872,660kg となっており、売却額は 38,859,718 円でした。

（図２－１１、図２－１２）

図２－１１ 売却した資源ごみ量の内訳と推移

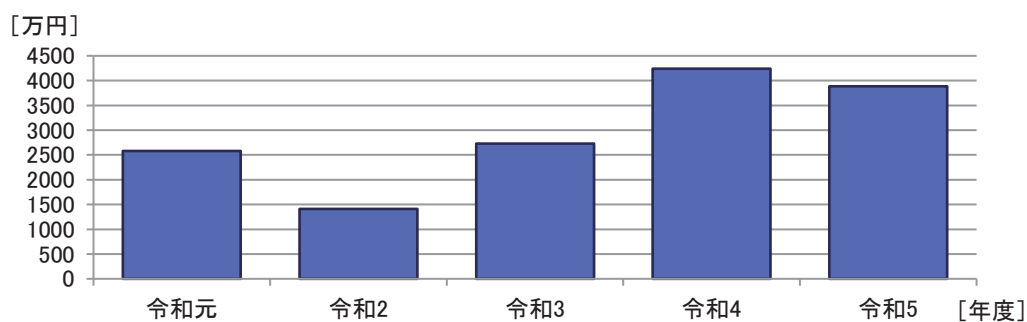


注 ペットボトルについては微量のため、図には示していません。

(単位:kg)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新聞紙	279,420	287,660	295,120	286,090	228,830
雑誌類	916,980	936,080	858,850	803,970	717,180
段ボール	660,400	786,310	796,350	760,530	696,460
古布	279,550	314,620	287,870	258,540	228,220
ペットボトル	1,160	1,100	1,220	1,790	1,970
合計	2,137,510	2,325,770	2,239,410	2,110,920	1,872,660

図２－１２ 売却額の推移

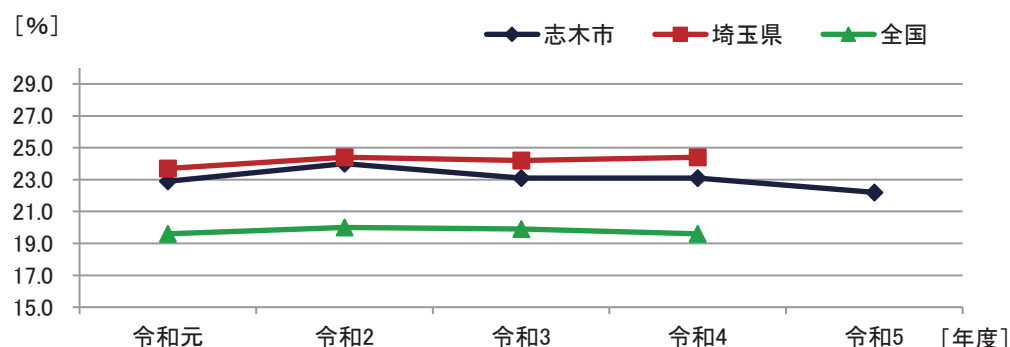


(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
売却額	25,830,520	14,089,490	27,311,264	42,392,098	38,859,718

イ リサイクル率の推移

図2-13 リサイクル率の推移



(単位: %)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
志木市	22.9	24.0	23.1	23.1	22.2
埼玉県	23.7	24.4	24.2	24.4	—
全国	19.6	20.0	19.9	19.6	—

注 令和6年9月現在で公表されている最新データを元としています。

参考: 志木地区衛生組合の概要(令和6年10月)、埼玉県一般廃棄物の排出及び処理事業の概要について

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{資源ごみの量}^{\text{注}}}{\text{総ごみ量}} \times 100$$

注 資源ごみ量のほか、粗大・不燃・有害ごみの資源化量を含みます。

注 ただし、令和3年度以降の本市のリサイクル率を求めるにあたり、志木地区衛生組合において中間処理されるものについては算入されていません。

3 ごみ処理の流れ

(1) ごみの収集と種別処理状況 (図3-1)

ア 家庭からのごみ

ごみの収集は、市から委託を受けた業者が、市内約2,900箇所のごみ集積所をまわって収集しています。

収集した可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源ごみ(ビン・カン・ペットボトル・資源プラスチック)は志木地区衛生組合に搬入され、それ以外の分別排出された資源ごみのうち、紙類(新聞、段ボール、雑誌、雑紙)、布類(古布、毛布等)は収集後、市と契約した業者に販売しています。

粗大ごみは、市で戸別収集する方法と、市民の方が直接志木地区衛生組合に持ち込む、自己搬入の方法があります。

市による戸別収集については、事前に公共施設、コンビニエンスストア等で「志木市粗大ごみ処理手数料納付券」を購入し、それを添付して出すことで、収集時の立会いは不要となっています。

イ 事業所からのごみ

市内の会社や商店など、事業を営むことから排出されるごみで、一般廃棄物については志木地区衛生組合に搬入し中間処理され、産業廃棄物については専門の廃棄物処理業者に引き取られ、埋め立て等適正に最終処分されます。

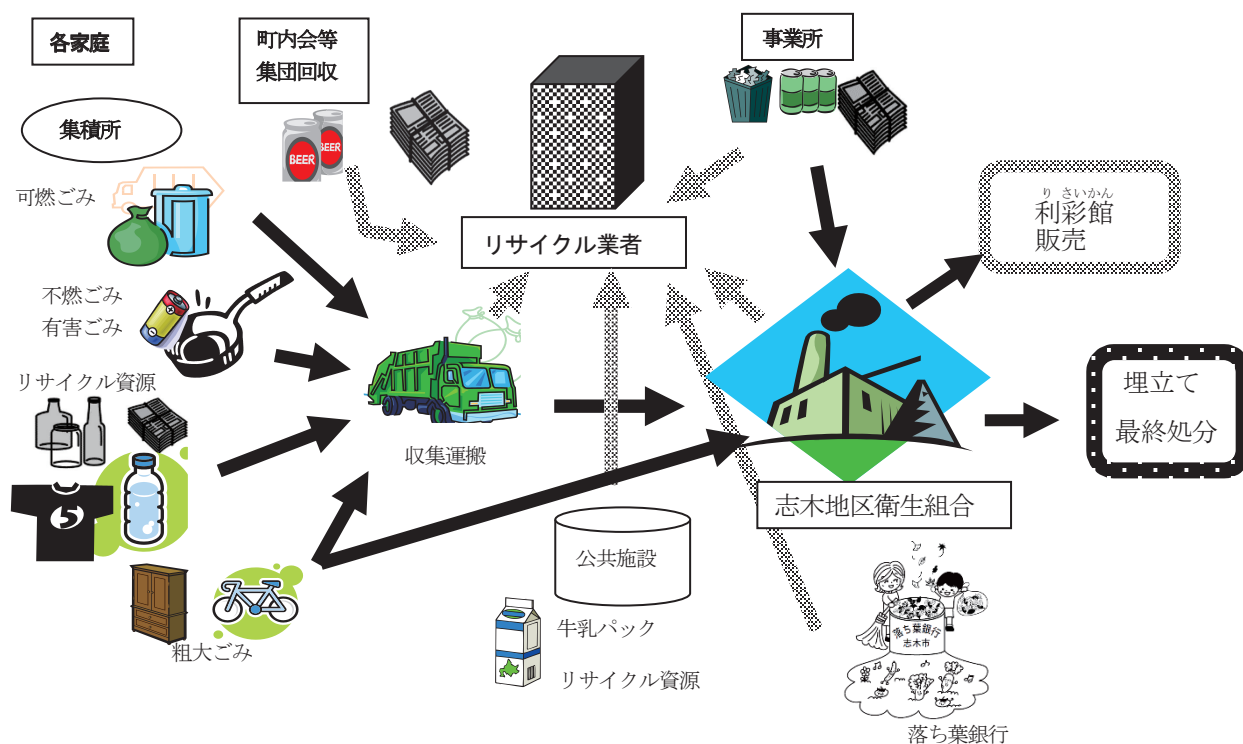
ウ 集団回収

町内会等の営利を目的としない団体が、自らの活動資金とするために、資源ごみの収集を行っています。

エ その他

市内すべての小中学校において、学校給食用牛乳パックを児童生徒が洗って乾燥させ、専用の収集ボックスで収集しました。

図 3 - 1 ごみ処理の流れ



（２）ごみ収集方式の変遷

表 3 - 1 は、生ごみの定期収集が開始されてから、現在にいたるごみ収集方式の変遷を示したものです。

昭和 54 年に、可燃ごみ、危険物（ビン・ガラス、カン・金物に分別）、粗大ごみの 3 分別収集が確立し、昭和 59 年に廃乾電池、平成 2 年に資源ごみという名称による市回収リサイクル資源（紙類・布類）の追加によって、リサイクルの視点から分別が細分化されました。平成 9 年 6 月には、危険物の区分を見直し、ビン・カン・紙類・布類をリサイクル資源という名称に変えるとともに、ペットボトルを加え、よりリサイクルを重視した分別収集へと移行してきました。

平成 13 年 4 月には、有用な資源の再利用を促進するため、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行され、ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機が対象機器に指定されました。

また、収集作業効率などを考慮し、収集主体を直営から委託へ変更することに早くから取り組み、さらに、平成 13 年 11 月には、可燃ごみから新たにプラスチック類を分別し、資源として有効利用するため分別収集を開始しています。

平成 18 年 10 月から、粗大ごみの収集について、料金精算のための本人立ち合いの方式から、事前に公共施設及びコンビニエンスストア等で、志木市粗大ごみ処理手数料納付券を購入し、当日、指定の場所に出すことにより、本人立会不要となるシステムを導入しました。

平成 20 年 4 月に容器包装リサイクル法が改正され、食用油脂を含まず、簡易な洗浄で内容物や臭いが除去できるプラスチックボトル（めんつゆ、調味酢、ポン酢等）がペットボトルとして分類されることになりました。

平成 21 年 4 月に、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の政令改正によって、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が新たにリサイクル対象機器として追加されました。

平成 25 年 10 月からは、お菓子袋など内側にアルミが付いている、アルミ蒸着フィルム容器包装プラスチックのリサイクルが技術的に可能となったため、可燃ごみから資源プラスチックへ分別変更し、更なるごみ減量に努めています。

平成 29 年 9 月から、自ら集積場まで家庭ごみを排出すること及び親族、近隣の者等の協力を得ることが困難な状況である世帯で、要介護認定等を受けている 65 歳以上の者のみの世帯、身体障害者福祉法の身体の規定により身体障害者手帳 1・2 級の世帯に対し、ごみ収集業者が訪問し、玄関先で家庭ごみを収集します。

令和 3 年 7 月にリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を結び、家庭用パソコン等を宅配便で無料で回収できる制度を導入しました。

令和 3 年 8 月から全国初の試みとして、志木市粗大ごみ処理手数料納付券をセブンイレブンの国内全店舗に設置されているマルチコピー機で発券できるようになりました。

令和 4 年 7 月から市民サービス向上の観点から、志木市粗大ごみ等受付センターを設置し、粗大ごみの戸別収集及び環境センターへの家庭系ごみ（粗大ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ）に係る直接搬入の申込先が変更になりました。

令和 5 年 8 月に株式会社ジモティーと協定を締結し、まだ使える粗大ごみ等は捨てずにリユースをすることを促しています。

表 3 - 1 ごみ収集方式の変遷

年 月	内 容
昭和42年	生ごみ収集開始(週2回)。危険物は、町内各所に設置の「危険物投入箱」に排出
45年 9月	危険物直営収集開始(週1回)
51年 4月	危険物市内全域委託収集開始
54年 4月	粗大ごみ直営収集開始。危険物(ビン・ガラス・カン・金物に分別)収集開始 可燃ごみ一部委託収集開始(中宗岡3・4・5丁目、下宗岡全域)
56年 4月	可燃ごみ委託収集一部追加(上宗岡3・4丁目)
57年 4月	可燃ごみ宗岡地区委託収集開始
59年 6月	廃乾電池分別収集開始
62年 4月	可燃ごみボックス収集開始
62年 4月	可燃ごみの祝祭日収集開始。志木ニュータウンの粗大ごみ収集委託開始
平成 2年 5月	資源ごみ回収開始(月1回)
7月	紙パック回収開始(市内公共施設)
3年 4月	資源ごみ回収開始(月2回)
6月	市内全小学校に紙パック収集ボックス設置
5年 7月	市内全中学校に紙パック収集ボックス設置
7年 4月	可燃ごみ委託収集開始。粗大ごみ委託収集開始。(料金徴収員兼助手として市職員1名同乗)
9年 4月	志木ニュータウンの粗大ごみ収集を直営に戻す
6月	新分別収集開始(ペットボトル直営収集・可燃、不燃、ビン、カン、紙類、布類委託収集)
10年 4月	ペットボトル、紙パック、志木ニュータウン粗大ごみ収集を委託 (紙パック、志木ニュータウンの粗大ごみ収集の1～3月は直営収集)
11年 4月	廃乾電池専用回収ボックス配布。ごみ袋の透明・白色半透明化開始
13年 4月	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行
13年11月	資源プラスチックの収集を開始
17年	市内すべての小中学校に学校給食用牛乳パック収集専用ボックスを設置
18年10月	粗大ごみ処理手数料のシール化開始
20年 4月	容器包装リサイクル法改正により、めんつゆ、醤油等のボトルもペットボトルとして分別開始
21年 4月	家電リサイクル法政令改正により、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機も対象
24年 4月	使用済小型家電機器等ピックアップ回収開始
25年10月	アルミ蒸着フィルム容器包装プラスチックを可燃ごみから資源プラスチックへ分別変更
29年 9月	家庭ごみ戸別訪問収集を開始
29年11月	志木市落ち葉銀行を開始
30年 9月	ビン・カン・不燃ごみの折り畳み収集容器導入
30年11月	志木市落ち葉銀行の戸別収集開始
令和 3年 7月	家庭用パソコン等を宅急便で無料回収出来るよう協定を締結
3年 8月	セブンイレブンの国内全店舗で粗大ごみ処理手数料納付券購入可能に
3年10月	85歳以上の高齢者ごみ戸別訪問収集(施行)
令和 4年 7月	志木市粗大ごみ等受付センターを設置
令和 5年 8月	株式会社ジモティーと協定を締結

（３）中間処理施設の工程

家庭から出た、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ及びリサイクル資源のうちビン、カン、ペットボトル、資源プラスチック、並びに事業者等から排出される事業系ごみについては、志木地区衛生組合で中間処理され、残渣(残りかす)は地域外の最終処分場において埋立処分されています。その他の品目は、リサイクル資源収集業者を通じて資源化もしくは適正処理が行われています。

また、志木地区衛生組合に搬入された各ごみの処理工程は下記のとおりです。

● 可燃ごみ

可燃ごみは家庭系も事業系も合わせて志木地区衛生組合に搬入され、焼却処分されます。焼却後に排出される焼却灰と集塵灰の多くは、埼玉県寄居町の県環境整備センター、群馬県草津町の民間処分場に運ばれ埋め立て処分されています。また、焼却灰の一部は埼玉県寄居町の民間施設等で資源化され人工砂・道路路盤材の材料とされています。

● 粗大ごみ、不燃ごみ

粗大ごみ、不燃ごみは志木地区衛生組合に搬入され、粗大ごみのうち再使用できるものについては、修理したのち、志木地区衛生組合内にある利彩館（りさいかん）^注で販売しています。

また、不燃ごみは、再生できない粗大ごみとともに破砕機にかけられます。その後、残渣については埋め立て処分され、金属類については資源化されています。

注 ^{りさいかん} 利彩館：志木地区衛生組合の敷地内にあり、再生家具の展示・販売、環境に優しい文具などの展示を行っています。

● 有害ごみ

廃蛍光管や乾電池などの有害ごみは、志木地区衛生組合を経由して、種類別に専門業者に搬入され資源化されています。

（４）資源ごみの再生

● 古布

工場で布の種類別に選別され、再生されます。反毛原料はフェルト製品に加工され、自動車内装材、家電防音材などに用いられます。工業用ウエスに再生されたものは、製造工場等の機械拭布として利用されます。

その他、中古品として海外で販売される場合もあります。

● プラスチック

志木地区衛生組合内のリサイクルプラザ（プラスチック分別処理施設）において、機械選別により、ボトル系プラスチック、フィルム系プラスチックに選別された後、ボトル系・フィルム系・プラスチックのそれぞれの手選別コンベヤラインに送られ人力により、容器包装外プラスチックと、いずれにも選別できない不適合物に選別されます。その後、約 230kg 束に圧縮梱包され、ボトル系及びフィルム系プラスチックについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会指定再商品化工場へ持ち込まれ、それ以外のプラスチックについては、志木地区衛生組合独自契約の再商品化工場へ送られ、どちらもアクリル繊維原料やナイロン繊維原料、車止めなどに生まれ変わります。

● 金属 ・ カン

志木地区衛生組合内に一度ストックされ、カン(アルミとスチール)・大型金属・非鉄ごとに買い取り業者に送られます。業者ではさらに、アルミプレス、スチールプレス、その他金属、その他銅・真鍮・被覆電線等に選別されます。その後、アルミ缶は精錬メーカーで金属として処理され、アルミ缶、やかんなどに再生されます。スチール缶は電気炉メーカーに搬入され、建設用資材の鉄棒などに再生されます。その他の金属等は、処理工場、専門業者に売却され、建築資材などに商品化されます。

● ペットボトル

志木地区衛生組合から再商品化事業者（ペレット・フレーク製造メーカー）に送られ、そこで細かく砕き、洗浄して、軍手などの繊維製品や卵パックなどのプラスチック製品に再生されます。

● ビン

志木地区衛生組合資源選別場で、くり返し使用できるリターナブルビンはメーカーごとに、使い捨てのワンウェイビンは色別・その他に選別します。リターナブルビンは、各メーカーで消毒等の処理後、再利用されます。ワンウェイビンは工場で細かく砕かれ、ビンの材料、粘土と混ぜ、タイルやレンガ、ブロックなどに再生されます。

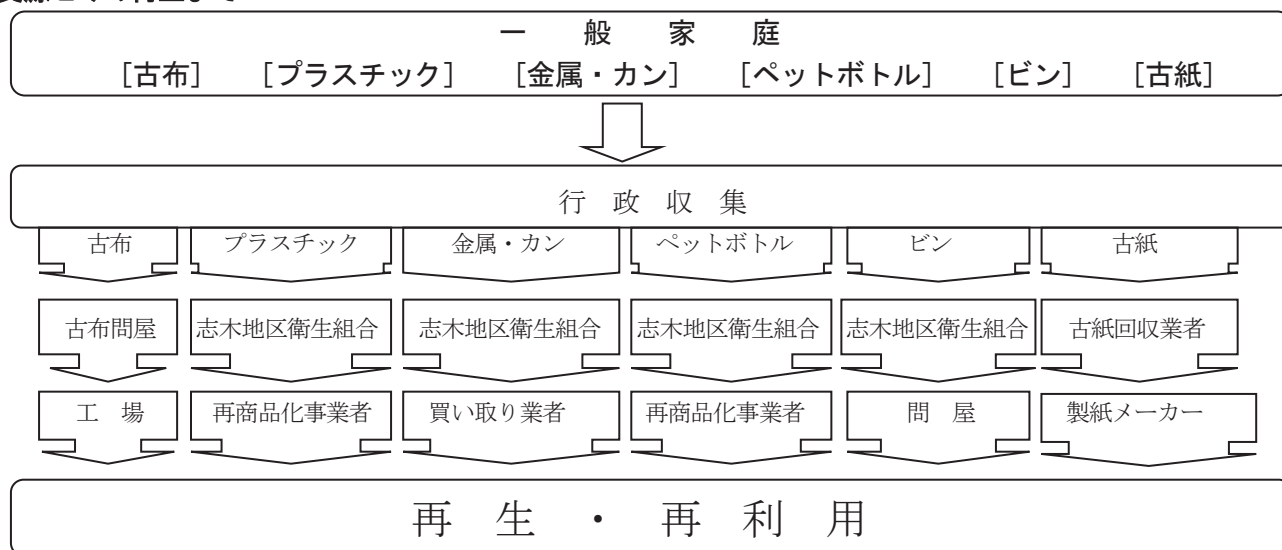
● 古紙（紙類）

新聞・雑誌・段ボール及び雑紙については、製紙メーカーで溶かされ、新聞、広告、トイレトペーパーなどに再生されます。

● その他

集団回収の資源ごみは、専門業者に売却されています。事業所から排出される資源ごみ（ビン、カン、資源プラスチック、ペットボトルなど）も専門業者によって資源化されます。

資源ごみの再生まで



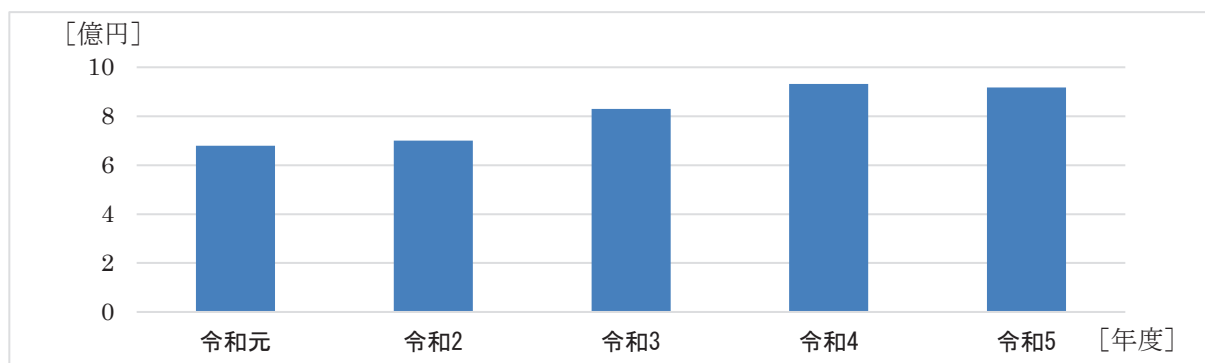
4 ごみ処理に要する経費

(1) 一般会計に占めるごみ処理経費

令和5年度のごみ処理経費は約9億円、一般会計に占める割合は3.3%でした(図4-1)。

その内訳は、市内の集積所を回ってごみを収集するための委託料が約3億円、中間処理をするための、志木地区衛生組合負担金が約6億円となっています。

図4-1 ごみ処理経費と一般会計に占める割合の推移



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理経費(万円/年)	67,982	70,031	82,960	93,152	91,775
一般会計に占める割合(%)	2.8	2.0	2.7	2.7	3.3

志木市のごみ処理経費



ペットちゃん

**2人家族では約2万4,000円
ひと月あたり約2,000円の負担になっています。**

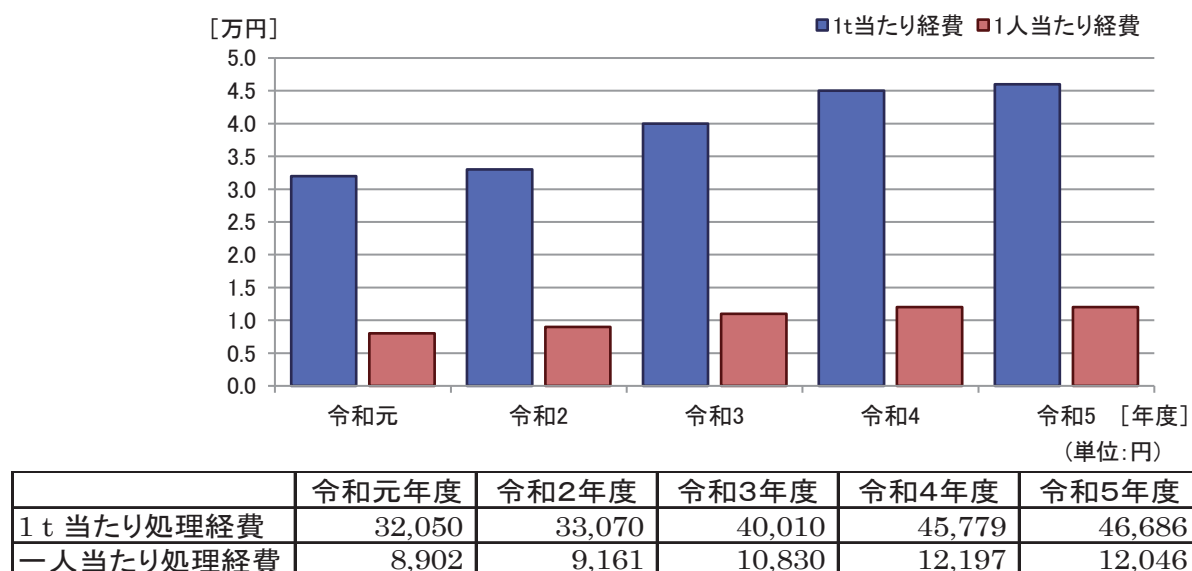
ごみの減量、分別にご協力ください

（２）年間ごみ処理経費の推移（1t 当たり、一人当たり）

ごみ 1t 当たりの処理経費は約 46,686 円で、一人当たりの処理経費は約 12,046 円でした。今後も更にごみ分別に対する意識の向上に取り組んでいきます。（図 4 - 2）

注 年間経費から総ごみ量を割り返して算出しました。

図 4 - 2 1t 当たり、一人当たりのごみ処理経費の推移



（３）ごみ処理経費の比較

図 4 - 3 は、志木市における年間一人当たりのごみ処理経費の推移を表しています。

また、最新データ（令和 5 年度）の数値で全国平均、埼玉県平均と比べると、志木市が最も低くなっています。

図 4 - 3 年間一人当たりのごみ処理経費の推移

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
志木市	8,902	9,161	10,830	12,197	12,046
埼玉県	13,753	13,313	14,323	15,778	—
全国	16,400	16,800	17,000	17,100	—

注 令和 6 年 9 月現在で公表されている最新データを元にしてしています。

参考：志木地区衛生組合の概要(令和 6 年 10 月)、埼玉県一般廃棄物の処理事業の概要

第2節 資源循環型社会に向けた施策

1 市の取り組み

(1) 志木市家庭ごみ戸別訪問収集事業

平成29年9月より日常生活の負担を軽減するなど、在宅生活の支援を図り、高齢者等が住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができる環境づくりを目的とし、自ら集積所まで家庭ごみを排出すること及び親族、近隣の者等の協力を得ることが困難な状況である世帯で、要介護認定、要支援認定、又は身体障害者手帳の交付を受けている者等を対象とし、戸別に玄関先まで収集に伺うとともに安否確認を実施する志木市家庭ごみ戸別訪問収集事業を開始しました。

利用申請に基づき、可燃ごみ、資源ごみ及び不燃・有害ごみ（粗大ごみを除く）をあらかじめ指定した収集日（週1回）に、ごみの収集業者が対象世帯宅を訪問し、玄関先で収集しています。

令和5年度実績

利用開始数	利用世帯数	訪問件数	回収件数	環境推進課への 安否確認依頼
37世帯	113世帯	3,720件	3,647件	58件

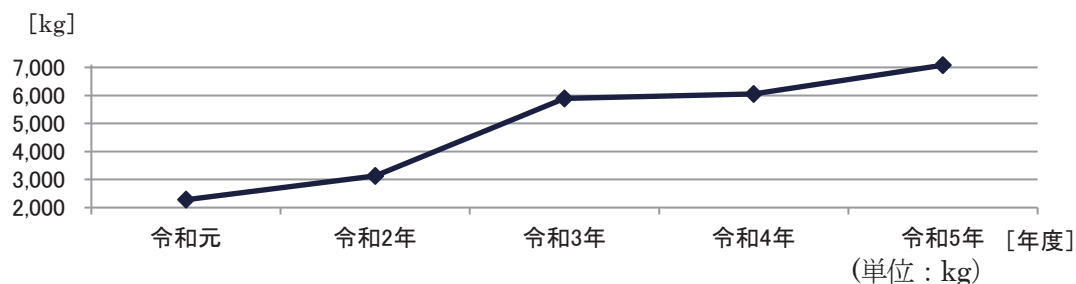
(2) リサイクルの推進

ア 志木市落ち葉銀行事業

平成29年11月より家庭ごみの減量化・資源化を図り、資源循環型のまちづくりを進めるため、一般家庭から出される落ち葉・剪定枝を回収し堆肥化して土に戻す仕組みとし、清掃・収集した落ち葉・剪定枝を預金とみなして、環境推進課窓口で申請者に「志木市落ち葉銀行の通帳」を交付し、貯まったポイントに応じて交換品を提供する志木市落ち葉銀行事業を開始しました。

また、平成30年度より、事業を拡大し自身による市役所等の搬入に加え、戸別訪問でも落ち葉などを回収できるようになりました。（図1-1）

図1-1 落ち葉の収集量の推移



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
落ち葉収集量	2,280	3,126	5,890	6,050	7,080

イ 粗大ごみの再利用

粗大ごみとして出されるものは、主に不要品となった家具類で、まだ使えるものは、簡単な修理や清掃を行い、富士見環境センター内のリサイクルプラザ利彩館で販売しています。

ウ 落ち葉の堆肥化

志木ニュータウンでは、平成23年より毎年11月から3月までの間、落ち葉を可燃ごみとは別に回収し、堆肥化を行ってごみの減量化・資源化を推進しています。

(3) 粗大ごみ処理手数料の納付

「志木市粗大ごみ処理手数料納付券（粗大ごみシール券）」を事前に公共施設及びコンビニエンスストア等で購入し、当日、指定の場所に出すことにより、本人立会不要となっています。（表 1 - 1）

表 1 - 1 志木市粗大ごみ処理手数料納付券取扱い公共施設等一覧表 令和 6 年 3 月

No.	名 称	地区	営業日・時間
1	セブン-イレブン各店舗	全国	※直接店舗へ
2	ファミリーマート志木上宗岡店	上宗岡地区	24時間
3	ファミリーマート志木中宗岡店	中宗岡地区	24時間
4	志木市役所環境推進課	中宗岡地区	月～金曜日 8時30分～17時15分
5	ローソン志木下宗岡店	下宗岡地区	24時間
6	ファミリーマート志木下宗岡三丁目店	下宗岡地区	24時間
7	ローソン志木本町5丁目店	本町地区	24時間
8	志木市民サービスステーション	本町地区	水曜日、年末年始は休所 8時30分～17時15分
9	コープみらい コープ幸町店	幸町地区	10時～23時
10	ファミリーマート志木幸町四丁目店	幸町地区	24時間
11	柳瀬川駅前出張所	館地区	月～金曜日 8時30分～17時15分
12	ファミリーマート柳瀬川駅前店	館地区	6時～25時

(4) ごみ排出に係わる啓発事業等

ア ごみの出し方パンフレットの配布

ごみを正しく分別し、決められた日に適正に排出されることを目的とした、「ごみの出し方パンフレット」を転入手続きの際にお渡ししています。また、国際化社会に対応するために、日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の 5 カ国語版をホームページに掲載しています。

イ 資源物等収集容器の貸与

ごみ集積所における分別の徹底と収集効率の向上を目的に、ビン用、カン用、不燃ごみ用の 3 種類のカゴと廃乾電池・使い捨てライター用三角コーナー、カン用・ペットボトル用及び資源プラスチック用ネット袋を各ごみ集積所に貸与しています。希望するごみ集積所には、ビン用、カン用、不燃ごみ用の 3 種類の折りたたみ式のカゴ、カラスよけネット（大・小）も貸与しています。

ウ 広報紙等への掲載記事

広報しきや市のホームページに、ごみ減量やリサイクルに係る記事を掲載し、啓発を行っています。

（表 1 - 2）

表 1 - 2 掲載記事の概要

令和5年度 ごみ排出に係る広報掲載内容

月号	内 容
4	・富士見環境センター直接搬入件数制限解除 ・4R の取組で資源循環型へ
5	・「親と子の市内まるごとクリーン作戦 PART1 志木市の大そうじ」 ・無許可のごみ運搬収集事業者にご注意ください
6	・6 月は環境月間です ・高齢者等ごみ戸別訪問収集事業
9	・リユース活動の促進 地域情報サイト「ジモティー」をご活用ください
10	・10 月は 3R 推進月間です ・「親と子の市内まるごとクリーン作戦 PART2 川辺の清掃」
11	・志木市落ち葉銀行
12	・年末年始の業務案内
1	・家庭で不要になったパソコンを宅配便で無料回収します
2	・資源物持ち去り対策のお願い ・家庭ごみの不適正排出はやめましょう
3	・粗大ごみなどの申込先にご注意ください ・資源物持ち去り対策のお願い ・家庭ごみの不適正排出はやめましょう

エ クリーンボランティア（アダプトシステム）

志木駅・柳瀬川駅周辺等の一定の区間の場所を定めて、市民、団体及び企業が「里親」になり、市との間で同意書を取り交わしたうえで、清掃活動を行っています。

令和 5 年度は、4 団体が活動しました。（表 1 - 3）

表 1－3 クリーンボランティア活動内容

団体名	活動場所	活動頻度
野の花	志木駅東口周辺(マルイ前)	毎週 1 回
フレンドシップ柳瀬川	柳瀬川駅前(セブンイレブン側)	毎月 1 回
マックホーム株式会社	志木駅東口周辺	毎月 2 回
岡本茂となかまたち	幸町地域の県道川越新座線沿道	毎月 1 回

第4章 志木市の環境に係わる

市民団体・企業の取り組み

第1節 市民団体・企業の取り組み

1 市民団体の取り組み

● NPO法人 エコシティ志木

1995年に、市民の手で志木市の環境基本計画をつくろうと設立され、98年に『市民がつくる志木市の環境プラン』を発行。99年発行の『志木市環境基本計画』（第1期）の策定に多くの会員が参加しました。2002年にNPO法人となり、自然豊かな循環型地域社会の実現を目指して活動しています。

環境保全活動として、西原斜面林・こもれびのこみち斜面林の手入れ作業、新河岸川・柳瀬川河川敷でのゴミ拾い活動などを定期的に行っている他、生物の生息調査や植生調査、河川の水質調査、自然観察会やエコツアー、小学生の環境学習への協力などを行っています。また、こうした活動の成果として、『志木ぶらり散歩マップ』『水塚の文化誌』『志木生きもの図鑑』などを刊行しています。

ホームページ：<http://kappa-no.net/eco-shiki/> メール：eco-shiki@ff.e-mansion.com

● グループぽんぽこ（クリーンボランティア）

慶應志木高校寮跡地のマンション開発計画に当たり緑の保全を訴える活動をしてきた「慶應高校の緑に想いを寄せる会」のメンバーを中心に「けいおうふれあいの森」と「大原ぽんぽこ公園」の清掃・緑地管理作業をマンション住民と一緒に行って今年で21年目になります。（30年のお約束になっています）ところが住民の高齢化に伴いメンバーが激減して本当に困っています。是非ご協力の程、宜しくお願いいたします。作業は4月～12月第2土曜日9時からです。

● 埼玉県生態系保護協会志木支部

（公財）埼玉県生態系保護協会の志木支部として、将来にわたって豊かな自然と共生できるまちづくりを目指し活動しています。志木市は都心近郊にありながら、荒川、新河岸川、柳瀬川と三本の川が流れ豊かな自然に恵まれています。当支部はおもに柳瀬川を中心に毎月の探鳥会や自然観察会、出前講座、資料の発行、提言などをおこない、身近な自然の大切さを体感し、保護につなげたいと願っています。

ホームページ：<http://ecosysshiki.blog.fc2.com>

● 志木おもちゃクリニック

おもちゃの修理を通じて、子ども達に物を大切に作る心が育って欲しいとの願いから発足した団体です。いろいろなおもちゃを治すことのできる病院で、部品交換以外の修理費は無料です。総合福祉センター4階で毎月第1土曜日の13時30分～15時に定期的に開院しています。

● 志木市川と街をきれいにする運動推進協議会

ごみで汚れてしまった新河岸川をよみがえらせようと、昭和47年に「川をきれいにする運動推進協議会」が設立され、川の清掃活動を続けてきましたが、昭和63年からは通学路や町内の清掃まで範囲を広げ、現在の団体名になりました。「①新河岸川に清流がよみがえるまで継続的な活動を実践する ②通学路や町内の清掃を通じて、環境を守ることの大切さを足元から実践する」ことを目標に、春と秋の環境デー（5月第2土曜日と10月第4日曜日）に『親と子の市内まるごとクリーン作戦』を実施し、多くの市民が参加しています。

● 志木市くらしの会

経済社会の激しい変化の中で、健全な生活の確立を目指し、消費生活の改善・向上を図るとともに、生産者、販売者、消費者相互の意思の疎通を図り、円滑な発展につなげていくことを目的とし、昭和51年に設立された団体です。商品テスト、商品表示の調査、清涼飲料水の糖分検出等、生活全般に関する学習、地産地消の推進、リサイクルに関わる講習会や消費者問題講演会の開催、志木市消費生活展での展示等の活動を行っています。

● ナチュラルライフ in 志木

「ナチュラルライフ in 志木」とは、誰でもできる身近なSDGsを実施するためのグループです。

30年以上前から市内の生ごみ削減の活動を行ってきました。毎日市民が出す生ごみを燃やさずに堆肥にすれば二酸化炭素の排出を抑えることができ、結果として地球の温暖化を抑えることができると考え、2020年に「ナチュラルライフ in 志木」を結成しました。「誰でもできる地球温暖化抑止の方法」として、台所から出る野菜くずの風乾およびダンボール箱を利用して堆肥化を実施しています。その他、バイオ燃料を作るための使用済みのてんぷら油の収集、子供用品の交換会なども行っています。

2 企業の取り組み

● マルイファミリー志木

廃棄物抑制とともにリサイクル率 80%の実現を目指し、ごみ処理施設をメンテナンスし「エコファクトリー」として稼働させ、店内で発生する段ボール、OA 用紙などの紙類、ビニール・プラスチック、廃油、生ごみ、ビンカンなどの分別を徹底しリサイクルしています。この他、店頭回収ボックスを設置し、使用済みの牛乳パック、トレー、ペットボトルの回収も行っています。

また、食品売り場のお会計レーンのレジ袋を有料化し、お客様とともに環境負荷低減の取り組みを進めています。また、温室効果ガス排出ゼロを目指し、マルイファミリー志木の電気は CO2 ゼロの再生可能エネルギー100%でまかなわれています。

● コープみらい コープ幸町店

ペットボトル、牛乳パック、トレーなどのリサイクルに取り組み、回収したリサイクル資源は、再生資源とし、ごみの減量化のためレジ袋を有料としています。

また、フードドライブにも取り組んでいます。フードドライブとは、ご家庭で保管されたままの食品を提供していただき、必要としている人々へ届ける、支え合いの寄付活動です。貧困家庭、児童福祉団体、子ども食堂などの運営を支援することができる取り組みです。

ぜひコープ幸町店へお持ちよりください。

● いなげや志木柏町店

店頭回収ボックスを設置し、食品トレー、牛乳パック、ペットボトルなどの回収を行っています。

また、お客様に対する啓発活動として、マイバッグ持参運動を実施しております。

● サミットストア柳瀬川駅前店

プラスチック容器を減らすため、通常、トレイパックで販売するお肉などの一部の商品をノントレイ包装で販売しています。ゴミが少なく、そのまま冷凍保存もしやすいとご好評いただいています。

また、ご家庭での食品ロスをなくすため、「使い切りやすい量」を品揃えしています。例えば、キャベツなら、丸ごと、半分、1/4、ざく切りなどで販売することで、使い切れずに捨てられてしまう食材の削減に貢献しています。

● B i g - A 志木本町店

創業以来、お買物袋ご持参運動を実施するとともに、環境に優しい商品（燃やしてもダイオキシンの発生しない食品ラップ等）の開発や販売に努めています。お客様の持参したマイバッグはもちろんのこと、他社のレジ袋も使用可能と、限りある資源の有効活用を優先しています。

● マミーマート上宗岡店

店頭回収ボックスを設置し、食品トレー、牛乳パック、ペットボトルの回収を実施しています。

また、食品廃棄物の資源化として、生ごみを分別し、会社全体で排出する生ごみの約 7 割を堆肥化するとともに、少量パック等の拡幅を通じて、廃棄ロスの削減にも努めています。

さらに、レジ袋削減への取り組みとして、マイバッグの利用促進やレジ袋のリユース運動、バスケットバッグの販売を実施しています。

● ヤオコー志木宗岡店・志木本町店

店頭でリサイクルボックスを設置し、お客様が使い終わった牛乳パック、トレイ、アルミ缶、ペットボトル、ペットボトルキャップを回収しています。

その他に、店から排出される生ごみ、段ボール、発泡スチロール、魚あら、廃油等を回収し、リサイクルすることで循環型社会実現に向けて積極的に取り組んでいます。

● フードスクエアカスミ志木店

限りある資源の節約と CO2 削減のため、店内照明の LED 化を図るとともに、電力監視装置を付け、電気使用量削減に取り組んでいます。

また、地域のリサイクルステーションとして、牛乳パック・アルミ缶・スチール缶・食品トレイ・透明容器・ペットボトル・ペットボトルキャップの回収を行っています。ペットボトルキャップ回収後の売却金は、認定 NPO 法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会」を通して、途上国の子どもたちにワクチンを届ける活動に役立てています。

● マルエツ志木幸町店

再生可能資源の回収を推進するため、店頭で食品トレイ、紙パック、ペットボトル、ペットボトルキャップのリサイクルボックスを設置しています。

また、環境マネジメントシステム（EMS）の国際規格である「ISO14001」の認証を取得し、営業活動と密接に関係する環境負荷の軽減に継続的に取り組んでいます。

持続可能な循環型社会を目指し、今後もお客さまと共に環境保全活動や地域の環境活動の支援を推進してまいります。

【 資 料 編 】

環 境 用 語 集

■ 環境全般 ■

環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。平成 5 年 11 月制定
環境影響評価	環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業の実施に当たり、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うこと。環境アセスメントともいわれ、わが国では、平成 9 年 6 月に制定された環境影響評価法により、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民、専門家及び行政機関が関与し手続きが実施されている。
環境基準	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、行政上の政策目標であり、又汚染の未然防止の指針となるものである。
公害	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる環境汚染によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。環境基本法で「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」を、典型七公害という。
埼玉県生活環境保全条例	生活環境の保全に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害の発生源についての規制を定め、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。平成 13 年 7 月制定
環境保全活動・環境教育推進法	法律名称は「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」。 持続可能な社会を構築する上で国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることから、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定める。平成 15 年 7 月制定
環境配慮促進法	法律名称は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」。 事業者の自主的な環境配慮の取組を促進するため、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や特定事業者に対する環境報告書の作成・公表の義務づけ等を定める。平成 16 年 6 月制定
NPO 法	法律名称は、「特定非営利活動促進法」。特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動など市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。平成 10 年 3 月制定
Think globally, Act locally	意味は、「地球的規模で考え、足元からの行動を」。狭い視野にとらわれず地球的視野に立って環境問題を判断し、それぞれの地域で地に足のついた環境活動を具体的に行動するという意味の標語。
環境マネジメントシステム (EMS)	事業者が事業活動における環境への負荷の低減のために導入する管理・改善手法。継続的に低減を図っていくために、計画 (Plan)、実施・運用 (Do)、点検・是正処置 (Check)、見直し (Action) を繰り返し行う。

ISO14001	国際標準化機構（ISO）が制定した、「環境管理システムと環境監査に関する国際規格」。企業や自治体が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するための仕組みについての規定で、これに沿って環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、審査をへて、認証を取得する。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考え、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境を考慮して、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。
グリーン購入法	法律名称は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。国や市町村等の公的部門などにおいて、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品、役務の調達の促進を図るとともに、事業者や国民に対してそれらを選択することを求め、また、それらの情報の提供、整理等を図るため平成 12 年 5 月に制定され、平成 13 年 4 月から全面施行された。
ライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment : LCA）	企業が提供する製品やサービスのライフサイクル全体を通して、環境に与える影響を定量的に評価（アセスメント）すること。環境への負荷の少ない生産へ移行することを促進するための製品・技術の評価手法として着目されている。 LCA の考え方は、製品の一生を考えることに特徴がある。たとえば電気自動車の評価では、走行中のクリーンさだけでなく、走行に必要な電気を供給するための発電所での排出や、電池の製造・廃棄に係わる排出を含めて評価する。この考え方は、新技術の開発による CO2 の排出削減量を推定する時にも役に立つ。今後の技術開発の評価には、LCA の考え方が不可欠である。
ppm	（Parts Per Million） 100 万分の 1 を基準とする割合の単位で、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに使用する単位である。たとえば、1m³の大気中に 1cm³、もしくは 1t の水中に 1g の物質が含まれている場合を 1ppm 含有しているという。
ppb	（Parts Per Billion） ppm の 1,000 分の 1、すなわち 10 億分の 1 をあらわす単位で極微量の濃度や割合を示すときに使う。
ng	ナノグラムと呼ぶ。含有量などを 10 億分の 1g 単位で表示するもの。
SDGs（持続可能な開発目標）	2015 年 9 月の国連サミットにて採択されたもので、2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
空家等対策の推進に関する特別措置法	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対応が必要なことから、平成 26 年に制定された。

■ 地球環境問題 ■

地球環境問題	人類の生存にとって脅威となっている地球規模の環境問題のこと。「地球温暖化」、「酸性雨」、「オゾン層破壊」、「森林の破壊」、「砂漠化」、「野生生物種の減少」、「海洋汚染」、「有害廃棄物の越境移動」等を指す。
地球温暖化	18 世紀の産業革命以降、今日に至るまでの工業化の著しい進展の過程で、人間による大量生産、大量消費、森林破壊などが続けられ、その結果、大気の熱収支に大きな働きをする二酸化炭素、メタン等温室効果ガスの大気中濃度が急激に増加し、地球の平均気温が上昇してきた。そのため、それら人為的要因による地球の気候の温暖化を特に地球温暖化と言っている。
温室効果ガス	太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと。 京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、

	パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 物質が、温室効果ガスとして削減対象となっている。
京都議定書	1997 年 12 月、京都市で行われた「第 3 回気候変動枠組条約締約国会議」(COP3)で採択された議定書。先進国の温室効果ガスについて、排出削減目標を定めた。主要各国の削減率は、日本 6%、アメリカ 7%、EU8%で、全体として 5.2%を削減目標としている。
パリ協定	2015 年 12 月、パリで行われた「第 21 回気候変動枠組条約締約国会議」(COP21)で締結された気候変動抑制に関する多国間の国際的協定で、2020 年以降の地球温暖化対策を定めている。 日本では、2030 年度に 2013 年度比 26.0%減の水準にすることとしている。
酸性雨	【大気汚染】を参照。
オゾン層の破壊	地上 10～50 km の成層圏内にあるオゾンの層。オゾン層は太陽光線中で酸素から生成され、有害な紫外線を吸収する働きを持つため、フロンによって破壊されると、人体や生態系へ悪い影響が及ぶことが懸念されている。
森林の消失	途上国の人口爆発による農地や放牧地の拡大のための開墾、先進国による商業用材の伐採などにより、世界の森林面積の半分を占める森林（特に熱帯雨林）が年々大幅減少している。これにより、地球温暖化、土壌流失、生物種の減少等の問題を引き起こしている。
砂漠化	自然現象としての砂漠化もあるが、人口増加に伴う開発や食糧増産努力等により乾燥地・半乾燥地の生態系が破壊されて不毛化して植生がなくなり、気候変動の原因ともなっている。
海洋汚染	タンカーの原油流出事故や船舶からの廃油の投棄、工場から排出された様々な廃棄物、生活排水などにより、海洋が汚染されること。海洋の生物に被害を与えるだけでなく、濃縮効果による人体への悪影響も懸念されている。
有害廃棄物の越境移動	有害な廃棄物の国境を越える移動は、1970 年代から欧米諸国を中心にしばしば行われてきており、1980 年代に入り欧州の先進国からの廃棄物がアフリカの開発途上国に放置されて環境汚染が生じるなどの問題が発生しており、国際的な取組が必要となっている。
途上国の環境問題	途上国において、開発による大気汚染、水質汚濁、廃棄物、生態系破壊が進み、水不足や熱帯雨林破壊等が深刻な問題となっている。また、多くの途上国では、経済発展が優先される反面、安全な飲料水や食糧、医療公衆衛生サービスが未だに問題となっており、環境改善のネックになっている。
マイクロプラスチック	石油を原料とするプラスチックは世界で年間約 3 億トンが生産され、そのうち半分は容器包装に使われている。プラスチックは自然分解されず環境中に出てしまった使用済みプラスチックは、雨に流され最終的に海に流れ着き、紫外線や波の影響で劣化し、5mm 以下のサイズになったプラスチックのことをいう。
ゼロカーボン	地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量を森林などが吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。

■ 大気汚染 ■

大気汚染防止法	工場・事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めることにより、国民の健康を保護するとともに生活環境を保護し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任を定め、被害者の保護を図ることを目的としている。昭和 43 年 6 月制定
自動車排出ガス規制	新たに生産される自動車 1 台ごとの排出ガス量に対する規制。大気汚染防止法により自動車 1 台ごとの排出ガス量の許容限度が定められ、道路運送車両法に基づく

	保安基準により規制されている。
花粉症	花粉によって引き起こされるアレルギー症状をいい、くしゃみ、鼻水、鼻づまりなどのアレルギー性鼻炎や眼のかゆみ、流涙などのアレルギー性結膜炎が最も多くみられる。まれに喘息やアトピー症状を併発することもあり、ぜん息を起こす例も報告されている。
光害	照明対象範囲外に照射される「漏れ光」によって、引き起こされる障害であり、人間の諸活動への影響として「居住者への影響（住居窓面）」・「歩行者への影響」・「交通機関への影響（自動車、船舶・航空機）」・「天体観測への影響」が、動植物への影響として、「野生動植物」・「農作物・家畜」があり、エネルギーの必要以上の浪費（CO2排出）などの問題もある。
ヒートアイランド現象	都市部の地表面の熱収支が、道路舗装や建築物などの増加や冷暖房などの人口排熱の増加により変化し、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと 影響として、「都市の乾燥化（地表面の改変に伴う蒸発量の減少）」の他、夏季には「都市の不快さ（都市の快適性の問題）」・「冷房用電力消費の増大」・「都市部において、短時間に記録的な雨量を伴う夕立の頻発」、冬季には「大気汚染の助長」などがある。
酸性雨	大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などが空気中の水分あるいは雨と作用し、雨水が酸性化されたもので、通常 pH=5.6 より低い場合をいう。土壌の酸性化をもたらし、肥沃度を低下させ、森林生態系への悪影響が懸念されている。
オキシダント	大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部分がオゾンである。人体には目やのどを刺激し、頭痛、中枢神経の傷害があり、植物の葉を白く枯らせたりする影響もみられる。
逆転層	主として気温逆転層をいう。大気湿度は普通地表に近いほど高く、上空ほど低い。しかし、その逆に地表付近の湿度より高い温度の層が上空に出来ることがあり、その層を逆転層という。この層が出来ると地表付近の空気は停滞し、大気の拡散力が弱まり、空気中のばい煙や有害ガスなどが低く漂い汚染がひどくなる。
光化学スモッグ	オキシダントを指標とした二次的な汚染状態で、春から夏にかけ日射の強い気温の高い日、又風速が弱く視程が悪い状態のとき出現しやすい。
K値規制	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の濃度を規制したもので、煙突の高さに応じて許容排出量を定めるもので、いわゆる濃度規制といわれる方式である。
総量規制	濃度規制に対する規制方式で、ある地域において環境保全上許容できる汚染負荷量の総量を環境容量として設定し、その環境容量の範囲内で汚染物質の総排出量を各発生源に合理的に配分する規制方式である。
一酸化炭素（CO）	有機物の不完全燃焼の際発生する炭素の酸化物である。主に自動車排出ガス中に含まれ、無色無臭のガスで血液中のヘモグロビンと強く結合し、本来酸素と結合すべきヘモグロビンの働きをなくし中枢神経障害を起こす。
硫黄酸化物（SOx）	重油など硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄、三酸化硫黄などの総称である。無色の刺激性の強い気体で粘膜刺激や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となる。
炭化水素（HC）	塗料、溶剤、石油プラントなどから直接大気中に放出されている他、自動車排出ガス等に不完全燃焼物として含まれており、炭素と水素からなる有機化合物の総称である。それ自体も有害ではあるが、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの有力な原因物質として注目されている。一般的に低分子量の炭化水素は比較的毒性は少ないが、分子量が大きくなると麻痺性、毒性が増加し、発癌性のおそれのある物質も少なくない。
窒素酸化物（NOx）	燃焼一般に伴って発生し、燃焼段階で燃料中の窒素が酸化されたり、空気中の窒素

	が酸化され生成される物質で、一酸化窒素、二酸化窒素（NO ₂ ）などの総称である。発生源として自動車、ボイラーなど広範囲にわたっており、一酸化窒素は血液中のヘモグロビンと反応し、血液毒であると同時に麻痺作用を呈する。二酸化窒素（NO ₂ ）は、肺臓深部及び肺毛細管まで侵入するため、肺に対する毒性が強い。
中性ヨウ化カリウム法	オキシダントの測定に用いられる方法で、緩衝液によって中性にしたヨウ化カリウム溶液に反応させ、ヨウ素を遊離する方法である。遊離したヨウ素の吸光度を測定して定量する。
導電率法	空気を一定の流速で過酸化水素中に吸引反応させ、空気中の硫黄酸化物と化合生成した硫酸の濃度により、電気伝導度の変化を利用して硫黄酸化物の量を連続測定するもので、その結果は ppm で表わす。
Nm ³ /3 時（Nm ³ /h）	温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当りのガス量を表わす単位である。
ばい煙	物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、その他窒素酸化物など有害物質をいう。
ばい煙発生施設	工場又は事業場に設置される施設で、粉じんを発生・排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気汚染の原因となるものをいう。主に破砕機やベルトコンベアーなどがある。
浮遊粒子状物質（SPM）	発生源は土砂等の飛散、固体物質の破砕によるもの、又は燃焼過程から出るものなど多種多様であるが、これら微粒子の大きさが 10 ミクロン以下のものを浮遊粒子状物質という。比較的長期間大気中に滞留し、呼吸器系深部に侵入し、肺胞に残留するなど悪影響を与える。
PM _{2.5}	大気中に浮遊している直径 2.5 マイクロメートル以下の微粒子のことです。 発生源としては、ボイラーや焼却炉などばい煙を発生する施設、鉱物堆積場など粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機などの排気ガスのほか、土壌、海洋、火山などの自然起源のもので、大陸からの汚染物質の流入による影響もある。 非常に小さな粒子のため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がんや呼吸器系への影響が懸念されている。

■ 水質汚濁 ■

水質汚濁防止法	公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止し、国民の健康保護と生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等を定める。また、人に健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任を定め、被害者の保護を図ることを目的としている。昭和 45 年 12 月制定
水質汚濁	河川、湖沼、海域などの水質が、工場・事業場の排水や一般家庭からの排水により汚染され、人の健康や水中生物の生息活動を妨げていることをいう。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠（こうきょ）、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
生活排水	炊事や洗濯など、一般的な生活に伴って生じ、排出される水のこと。
合成洗剤	石油を原料とし、工業的に化学合成により生産される界面活性剤を主成分とし、洗淨力を促進する補助剤として、リン酸塩、硫酸塩、炭酸塩、ケイ酸塩、蛍光剤、酵素などを混合した洗剤。
汚濁負荷（量）	汚水中に含まれる汚濁物質の重量を表わし、水質（汚濁物質の濃度、一般に BOD を用いる）と排水量を乗じて求められる。
生物化学的酸素要求量（BOD）	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

化学的酸素要求量 (COD)	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。この値が大きいほど有機物による汚濁が大きい。
75%値	BOD や COD の年間測定結果が、環境基準に適合しているか否かについて評価する際に用いられる年間統計値。河川の低水流量（年間を通して 275 日はこれを下回らない流量）時に相当する水質として設定された。(275/365≒0.75) 1 年間で得られた日平均値を昇順に並べたとき、低い方から数えて 75% 番目に該当する日平均値が「75%値」となる。
浮遊物質 (SS)	水中に浮遊している微細な固形物。
溶存酸素 (DO)	水に溶けている酸素の量を示す。酸素の溶解量を左右するのは、水温、気圧、塩分などであるが、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。DO は水質汚濁に係わる環境基準が定められており、河川、湖沼、海域とも、その水域の類型に応じた基準となっている。
総水銀 (T-Hg)	有機水銀、無機水銀、金属水銀など、水銀全体の化合物のこと。
アルキル水銀	メチル水銀など有機水銀化合物の総称で毒性が強く水俣病の原因とされている。アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり知覚、聴力、言語障害、視野の狭さく、手足のまひなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。主な発生源は化学工場、乾電池製造業など。
カドミウム (Cd)	イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると、慢性中毒となり、腎尿細管の再呼吸機能が阻害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こす。主な発生源はメッキ工場、電子機器製造業など。
クロム (Cr)	耐食性、耐熱性に富み、メッキやステンレス原料として用いられる重金属である。クロムの化合物には青紫色の「3 価クロム」化合物と黄赤色を呈する「6 価クロム」化合物とがある。6 価クロムは毒性が強く、3 価クロムは毒性が少ないとされている。
シアン (CN)	青酸カリで知られている有害な物質で、シアンが作用すると組織的窒息を起こして死亡する。通常は、数秒ないし数分で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳鳴り、おう吐などを起こす。主な発生源は電気メッキ工場、製鉄所、化学工場など。
大腸菌	ほ乳類の結腸に寄生する腸内細菌。大腸菌の存在は、し尿の流入等を示すもので、これが多ければ、赤痢菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。また、大腸菌が多いということは、快適な生活環境とはいえないことから水質汚濁の指標とされている。
鉛 (Pb)	有害物質として古くから知られ、他の重金属と同じく、原形質毒で造血機能を営む骨髓神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を起こし、強度の中毒では死亡する。
ヒ素 (As)	灰色で金属光沢があり、鶏冠石、石黄、硫化鉄鉱などに硫化物として含有されている。殺虫剤として農薬に用いるほか、合金や半導体の材料としても重要。
水素イオン濃度 (pH)	水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で pH7 は中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示す。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不燃性で、化学的にも安定しており、熱安定性もすぐれた物質で、その使用範囲は、絶縁油・熱媒体・ノーカーボン紙など幅広く用いられたが、毒性が判明したため、日本では 1972 年から製造・使用が禁止されている。
富栄養化	湖水中に溶解性栄養塩（窒素化合物、リン化合物等）が乏しく、生物生産の少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩が多く生物生産性の高い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へと変化していく現象を富栄養化という。
有機リン	パラチオン・メチルパラチオン・メチルジメトン及び EPN の 4 種の有機リン系農薬を指す。これらはいずれも強力な殺虫剤であるが、人や動物に対する毒性が強く、現在、EPN 以外は製造及び使用が禁止されている。

土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置及び土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定め、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とする。平成 14 年 5 月制定
地下水汚染	人の活動に伴って排出された有害物質が土に蓄積され、又は地下水に混入する現象をいう。

■ 騒音・振動 ■

騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。昭和 43 年 6 月制定
振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。昭和 51 年 6 月制定
特定施設	工場や事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして、法律で届出が義務づけられている施設の総称をいう。
特定建設作業	騒音規制法、振動規制法に基づいて指定された、著しい騒音、振動を発生する建設作業をいう。
暗騒音	特定の音を対象とする場合に、対象とする騒音がないときの場所における騒音を対象の音に対して、暗騒音という。
環境騒音	ある地点において、特定の音源のはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいう。例えば、住宅地の遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒になっている騒音
近隣騒音	交通騒音・工場騒音と異なって、音源の種類が多岐にわたり、例えばピアノなどの楽器の音、エアコンの室外機や TV・ステレオの音、あるいはペット・家畜の騒音等が不特定な場所、時間に発生することにより、近隣の人々に影響を及ぼす騒音。
騒音レベル	騒音の物理的大きさの尺度である音圧レベルに A 特性の補正を行った量として現したもので、この A 特性補正音圧レベルを日本では騒音レベルと呼び、これを騒音の大きさの尺度として用いている。記号は通常 L_A を用い、単位は dB（デシベル）である。
等価騒音レベル	変動する騒音をエネルギー平均として表現し、人間がどの程度の騒音にどれくらいの時間暴露されたかを評価する量で、一定時間内の騒音の総エネルギーの時間平均値をレベル表示した値。騒音測定技術の向上や国際的動向を踏まえ、1999 年 4 月に改定された環境基準では、環境騒音評価量として等価騒音レベル (L_{Aeq}) が採用され、騒音評価の重要な指標となっている。
中央値	騒音レベルは通常時々刻々変動するものであるが、その平均的な状況を示す指標のひとつ。5 秒ごとに騒音計の値を 50 個程度読み取り、小さい値から大きな値に順番に並べ、累積頻度曲線図を描き、小さい方から 50% に当たる値が、その場所その時間帯での騒音レベルの中央値となる。騒音に係わる環境基準については、1998 年の改正前までは騒音レベルの中央値 (L_{50}) で評価していたが、1999 年 4 月からは、等価騒音レベル (L_{Aeq}) で評価することになった。
低周波空気振動	工場や交通機関から発生して、人の耳には感知しがたい低い周波数 (0.1~100Hz) の空気振動のことで、「低周波振動」、「低周波音」ともいう。低周波空気振動に関する苦情としては、障子がガタガタする、眠れない、頭痛、吐き気がするなど、心理的、生理的苦情がある。

■ 悪臭 ■

悪臭防止法	工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的に、昭和 46 年に制定された。
悪臭除去方法	悪臭の除去方法としては、臭気成分を高温で分解、脱臭する直接燃焼法、触媒を用いて比較的低温で臭気成分を酸化分解する触媒燃焼法、活性炭等の吸着剤に臭気成分を吸着させ除去する吸着脱臭法、臭気物質を含む排ガスの温度を下げ、臭気物質を凝縮させて除去する低温凝縮法、液体に対する気体の溶解性を利用して臭気成分を液体に吸収させて脱臭する湿式吸収法、微生物の活動を利用して生化学反応で臭気成分を無臭化する生物脱臭法、強力な酸化剤で高い反応のあるオゾンによって臭気成分を酸化分解することで脱臭するオゾン脱臭法、悪臭物質に他の臭いを混合することによって臭気の質を変化させ、元の悪臭を隠ぺいしてしまうマスキング脱臭法などがある。
三点比較式臭袋法	臭気濃度の判定を行うために用いられる官能試験法の一つで、無臭空気を入れた 3 個 1 組のプラスチック袋の 1 個に問題となった原臭を注入、判定員が他の無臭の袋と区別できなくなるまで、原臭気を薄めていき、その“薄め倍数”を求める方法で、この“薄め倍数”が臭気濃度として表わされ、これを指数に変換したものが臭気指数である。
臭気強度	臭気の強さに着目した尺度であり、官能試験において最も基本的かつ重要な尺度である。わが国では、測定者が直接においを嗅ぎ、その時の臭気の強さの感じ方を 6 段階の強度尺度に基づいて数値化する 6 段階臭気強度表示法が一般的に採用されている。

■ 地盤沈下 ■

水準点	全国の主な国道または主要地方道に沿って約 2Km ごとに設置しており、この水準点を使用することにより、土地の高さを精密に（mm 単位）求めることができる。
-----	---

■ 廃棄物・リサイクル ■

循環型社会	環境への負荷の低減を図るために、廃棄物から製品原料やエネルギーなどを生産したりするリサイクルやリユースに配慮した社会システムを有する社会のこと。
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成に関する行動が、自主的、積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現の推進を図るために平成 12 年 5 月に制定された。
資源の有効な利用の促進に関する法律 （資源有効利用促進法）	平成 3 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として平成 12 年に制定された。資源の有効利用を図り、廃棄物の発生を抑制するため、使用済物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する措置を講じ、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。平成 15 年の改正により、従来の業務用パソコンに加え家庭用パソコンの回収と再資源化がパソコンメーカーに義務付けられた。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 （容器包装リサイクル法）	容器包装廃棄物の排出抑制並びに分別収集及び再商品化を促進するための措置を講じ、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。平成 7 年 6 月制定

容器包装廃棄物	容器包装リサイクル法が対象とする廃棄物（一般廃棄物のうち商品の容器および包装）のことで、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器、飲料用紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装が該当する。
特定家庭用機器再商品化法 （家電リサイクル法）	家庭用電気機器の適正処理と資源の有効利用を図るため平成 10 年に制定され、平成 21 年 4 月の改正により、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機の 4 種類に加え、衣類乾燥機、液晶テレビ、プラズマテレビが追加された。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 （食品リサイクル法）	食品関連事業者に対し、食品廃棄物の飼料や肥料等の原材料として再生利用することを義務付け、それら発生抑制のため平成 12 年 5 月に制定されたが、平成 19 年 12 月の改正により、小売業などの食品関連業者の取組の円滑化措置が講じられた。
使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 （小型家電リサイクル法）	使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、使用済み小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進する制度。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （建設リサイクル法）	建設工事や解体工事に伴って生じる大量の廃棄物の分別排出と再利用を事業者に義務づけることにより、埋立処分量の大幅な減量を図るため、平成 12 年 5 月に制定された。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 （自動車リサイクル法）	自動車製造業者を中心とした関係事業者に適切な役割分担を義務付け、使用済自動車に係る廃棄物の減量、再生資源及び再生部品の利用を通じて使用済自動車の再資源化等の促進を図るため、平成 14 年 7 月に制定された。
堆肥	コンポストともいう土壌改良効果を持つ有機資材。台所から出る生ごみや落ち葉などからも作ることができ、家庭菜園や盆栽などの肥料として利用可能。
廃棄物	廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不用となった物をいう。主として家庭から発生する生ごみなどの一般廃棄物と工場等から発生する汚泥などの産業廃棄物の 2 つに大別される。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （廃棄物処理法）	廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全を図ることを目的とし、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。昭和 45 年 12 月制定
ゼロエミッション	ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想。
減量化	廃棄物の発生を抑制すること。
再生利用・再資源化	活用しなければ不要となる物または廃棄物を、再び使用することおよび資源として利用すること。
4R	本市のごみ減量・リサイクル推進活動において使用しているもので、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字のこと。
リフューズ (Refuse)	いらぬものを断わること。買わないこと。

リデュース (Reduce)	買う量や使う量を減らし、不要となるものを減量すること。
リユース (Reuse)	不要になったものを、そのまま再び使用すること。
リサイクル (Recycle)	広い意味では、リデュース、リユースの概念も含められるが、一般的には物質的利用（マテリアルリサイクル）を指すことが多く、熱エネルギーを利用すること（サーマルリサイクル）も含めて使われることも多い。
リサイクル率	総ごみ排出量のうちリサイクルされた量の割合。
総ごみ排出量	公共収集ごみ排出量に集団回収量と事業系ごみ（許可業者委託分）を加えた量
総ごみ排出源単位	市民 1 人が 1 日に排出する公共収集ごみの量。単位は g/人日
組合搬入ごみ	志木地区衛生組合に搬入しているごみやリサイクル資源（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・ビン・カン・ペットボトル）。
組合搬入ごみ排出量	志木地区衛生組合に搬入しているごみの量。
組合搬入ごみ排出原単位	市民 1 人が 1 日に排出する組合搬入ごみの量。 単位は g/人日
組合搬入リサイクル資源	リサイクル資源のうち、志木地区衛生組合施設に持ち込むビン・カン・ペットボトル。
市回収リサイクル資源	リサイクル資源のうち、組合施設ではなく、資源回収業者に直接持ち込む紙類と布類。
公共収集ごみ	組合搬入ごみと市回収リサイクル資源。（組合搬入ごみ＋紙類・布類）。
公共収集ごみ排出量	公共収集ごみの量。
事業系廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物。
事業系一般廃棄物	事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物。
多量排出事業者	事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業者。
自家処理	家庭系一般廃棄物のうち、ごみを自宅敷地内で自ら堆肥や飼料にすること。
ごみ処理費用	収集運搬費、組合負担金、不法投棄処理費、資源物回収手数料のこと。
ごみの有料化	ごみの排出量に応じて、ごみ処理費用を排出者から徴収する制度。指定したごみ袋や排出シールの原価に、ごみ処理料金を上乗せして徴収する方式が一般的である。 現在の透明・白色半透明袋制度は、ごみ処理料金を上乗せしていない点で有料化にあたらない。
種類別組成	ごみの種類別にみた構成比。

志木市の環境行政に係わる例規

志木市環境基本条例	環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的に、平成 15 年 12 月制定
志木市自然再生条例	自然の保全及び再生に関し基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、自然の保全及び再生に関する施策の基本事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成 13 年 10 月制定
志木すみどりの条例	すみどりの保全及び緑化を推進するための基本的責務等を定めるとともに、すみどりを保全すべき保存樹木等の指定、及び当該保存樹木等の保存に必要な行為の規制等を定め、すみどりと市民生活の調和による健康で快適な生活の確保に寄与することを目的に、昭和 51 年 3 月制定
志木すみどりの基金条例	志木市における緑化の推進及び緑地の保全のために必要な土地の取得等に要する経費の財源に充てるため、平成 10 年 3 月制定
志木市あき地の環境保全に関する条例	あき地に繁茂した雑草等が放置されたままでは火災又は犯罪の発生原因となり、かつ清潔な生活環境を保持することができないことから、これらのあき地の環境を保持し、市民の生活の安定と公共の福祉に寄与することを目的に、昭和 45 年 9 月制定
志木市都市公園条例	昭和 31 年に制定された都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、市が設置する都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めるため、昭和 58 年 3 月制定
志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例	昭和 45 年に制定された廃棄物処理法及びその他法令に定めるもののほか、廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等について必要な事項を定めることを目的に、昭和 47 年に制定した「志木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全面改正し、平成 11 年 3 月制定 平成 25 年 3 月一般廃棄物粗大ごみ処理手数料一部改正
志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会条例	適正な廃棄物処理行政の施策を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 号の 7 第 1 項の規定に基づき、志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会を設置することを目的に、平成 5 年 3 月制定
志木市ポイ捨て防止に関する条例	ポイ捨ての防止について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び市民団体の協働によるポイ捨てのない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的に、平成 11 年 12 月制定
志木市路上喫煙防止条例	路上喫煙防止の基本事項を定め、歩行者等の身体及び財産の安全を確保し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、平成 18 年 3 月制定
志木市下水道条例	市が行う公共下水道の設置及び管理について、昭和 33 年に制定された下水道法及びその他法令で定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的に、昭和 56 年制定
志木市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則	特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律で定めるもののほか、必要な事項を定めること目的に、平成 14 年 5 月制定
志木市墓地等の経営の許可等に関する条例	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に規定する墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に係る基準、手続等を定めたもので、平成 18 年 12 月に制定
志木市市営墓地条例	市民の公衆衛生の向上及び福祉の増進に資することを目的に、平成 21 年 12 月制定、令和元年 12 月市営墓地拡充により一部改正
志木市ペット霊園の設置の許可に関する条例	平成 22 年 9 月にペット霊園の設置等に関する指導要綱を制定し、その後実効性を確保するとともに、ペット霊園の設置等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるために必要な措置を講じ、市民の生活環境の保全を図ることを目的に平成 23 年 3 月制定 本市においてペットの死体を火葬する設備が不足している状況等を鑑み、令和 5 年 3 月移動火葬業に係る許可制について改正（令和 5 年 7 月施行）

志 木 市 の 環 境 保 全 に 係 わ る 審 議 会

■ 志木市環境審議会 ■

(志木市環境基本条例第 24 条の規定により設置)

■ 志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会 ■

(志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会条例第 1 条の規定により設置)

志木市の環境行政に関する年表

年 月		内 容
1957	(昭和 32) 年 4 月	志木市亭の下市宮富士見墓地使用施行
1970	(昭和 45) 年 9 月	志木市あき地の環境保全に関する条例施行
1972	(昭和 47) 年 7 月	「川をきれいにする運動推進協議会」結成大会
1973	(昭和 48) 年 3 月	川をきれいにする運動推進協議会が、埼玉県「シラコバト賞」受賞
1974	(昭和 49) 年 9 月	志木市公害防止条例施行（志木市環境基本条例施行に伴い、平成 16 年 4 月に廃止）
1975	(昭和 50) 年 6 月	川をきれいにする運動推進協議会が、「埼玉県知事表彰」受賞
1976	(昭和 51) 年 4 月	志木市みどりの条例施行
1980	(昭和 55) 年 10 月	市民憲章、市の木「モクセイ」、市の花「ツツジ」制定
1981	(昭和 56) 年 2 月	志木市下水道条例制定
1983	(昭和 58) 年 3 月	志木市都市公園条例制定
1986	(昭和 61) 年 10 月	川をきれいにする運動推進協議会が「環境庁水質保全局長表彰」受賞
1988	(昭和 63) 年 4 月	21 しき市民会議により、新河岸川にアイガモ放鳥
	6 月	川をきれいにする運動推進協議会が「志木市川と街をきれいにする運動推進協議会」に名称変更
1989	(平成 元) 年 7 月	新河岸川堤に上木町寿会・あいがも会により、コスモス植栽
1990	(平成 2) 年 5 月	「新河岸川シンポジウム」が、志木市にて開催
	8 月	農業後継者クラブにより、秋ヶ瀬運動公園にコスモス植栽
	10 月	新河岸川堤で「コスモス祭り」開催
		「志木市きれいな水とみどりの豊かな健康平和都市」宣言
1991	(平成 3) 年 3 月	実のなる木がある散歩道「ハーベストモール」完成
		志木市親水公園建設基金条例制定
	6 月	川と街をきれいにする運動推進協議会が、「環境庁長官賞」受賞
	11 月	第 28 回全国花いっぱいコンクールであいがも会が「自治大臣賞」受賞
1992	(平成 4) 年 3 月	「せせらぎの小径」一部完成
	4 月	「親水公園」一部完成（敷島神社ゾーン）
1993	(平成 5) 年 4 月	あいがも会が、建設大臣より「感謝状」授与 志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会条例施行
	5 月	平成 4 年市町村広報コンクール自主製作の部で、「知事賞」受賞 (給食廃食油からリサイクル)
	6 月	川と街をきれいにする運動推進協議会が、(社)日本河川協会より「河川 功労者表彰」受賞 文部省より「平成 5 年度環境教育推進モデル市」に指定
	11 月	「第 1 回志木市環境フェア」開催 志木市くらしの会が、埼玉県「シラコバト賞」受賞 せせらぎの小径が、「埼玉景観賞」受賞 隣接する保育園・小学校・中学校が協力して、「サンフラワー通り」が完 成
	12 月	志木第二小学校に、「ふれあいの森(学校自然林)」設置
	1994 (平成 6) 年 1 月	タイ国教育省職員が、宗岡第二中学校に「環境教育」視察
	4 月	平成 6・7 年度、埼玉県教育委員会環境教育委嘱校に、宗岡第二中学校が指 定
	6 月	文部省より「平成 6 年度環境教育推進モデル市」に指定 志木市東町婦人会が、環境庁長官より表彰(地域の環境美化)
1994	(平成 6) 年 8 月	「国連地球環境子供サミット・イン・島根」へ、埼玉県代表として志木市 より 2 名派遣
	11 月	「第 2 回志木市環境フェア」開催 志木市で、「第 1 回全国環境教育フェア」現地研修を開催、全国から 500 名が参加

年 月		内 容
1995 (平成 7) 年	2 月	埼玉地球環境賞で、宗岡第二中学校が「最優秀賞」を、志木第三小学校と尾崎征男氏が「奨励賞」を、それぞれ受賞 「第 3 回志木市環境フェア」開催
	5 月	志木市が国際環境自治体協議会に加盟。広い視野での環境行政の情報交換と推進に努める
1996 (平成 8) 年	2 月	河川愛護ネットワーク交流会（埼玉共済会館）にて、川と街をきれいにする運動推進協議会が活動事例発表 「せせらぎの小径」が完成
	4 月	川と街をきれいにする運動推進協議会が、「緑の愛護功労者大臣賞」受賞
1997 (平成 9) 年	5 月	川と街をきれいにする運動推進協議会「25 周年記念式典」開催
	3 月	エコシティ志木が、「市民がつくる志木市の環境プラン」策定
1998 (平成 10) 年	4 月	志木市みどりの基金条例施行
	6 月	川と街をきれいにする運動推進協議会会長 尾崎征男氏が、環境庁より「地球環境美化功労者賞」受賞
	10 月	柳瀬川・富士見橋たもとに広報看板完成
	11 月	23 日～29 日 国際環境自治体協議会（イクレイ）主催、環境庁後援による気候変動キャンペーン アジア ワークショップに 6 カ国が参加し、日本から志木市、名古屋市、宇部市の 3 自治体が参加し、志木市は「市民参加による環境基本計画の策定について」発表
1999 (平成 11) 年	3 月	志木市環境基本計画策定
	4 月	「志木市の環境デー」制定（5 月の第 2 土曜と 10 月の第 4 日曜） アジア C C P キャンペーンに参加した志木市に対し、タイ国ノンタブリ市から人事交流を含む環境交換プロジェクトの提案があり、検討した結果、文書による環境情報交換事業として開始することを了承
	7 月	志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例施行
	11 月	川と街をきれいにする運動推進協議会会長 尾崎征男氏が、「第一回テレビ埼玉地球環境賞 奨励賞」受賞
2000 (平成 12) 年	2 月	志木市ポイ捨て防止に関する条例施行 「柳瀬川流域水循環マスタープラン」（建設省 関東地方建設局 荒川下流工事事務所）の策定作業が、流域市民の参加により開始
	4 月	狂犬病予防法施行細則施行
	11 月	「ふるさとづくり賞」（主催：（財）あしたの日本を創る協会）の埼玉県審査でエコシティ志木が「優秀賞」、志木市環境教育推進員の集いが「奨励賞」を受賞。エコシティ志木は中央審査会において、振興奨励賞を受賞 「第 2 回環境まちづくりフォーラム」が、志木市にて開催
	3 月	志木市役所が環境マネジメントシステム「ISO14001」を認証取得 志木市地球温暖化防止実行計画策定 志木市が国際環境自治体協議会を退会
2001 (平成 13) 年	10 月	志木市自然再生条例施行
	3 月	志木市自然保全再生計画策定
	7 月	志木市公共事業市民選択権保有条例施行
	9 月	「慶応高校の緑に想いを寄せる会」が設立
2002 (平成 14) 年	12 月	志木市立志木小学校新校舎・いろは遊学館・いろは遊学図書館が完成し、屋上にビオトープ設置 マンション建設計画に伴い、「慶応の森保全」のために、事業者・近隣住民・行政による三者協議が開始 川と街をきれいにする運動推進協議会が、「（社）食品容器環境美化協会会長賞」を受賞
	1 月	志木小学校新校舎（エコスクール）で授業開始 志木市とタイ国ノンタブリ市との約 4 年間に渡る環境情報交換プロジェクトを終了
	3 月	志木市一般廃棄物処理基本計画（平成 15 年度～平成 24 年度）を策定

年 月		内 容
2003 (平成 15) 年	3 月	志木市自然保全再生計画及び志木市公共事業市民選択権保有条例が、2002 第 2 回環境首都コンテストで「先進事例特別表彰」を受賞 志木市市民との協働による行政運営推進条例制定
	6 月	NP0 法人エコシティ志木が第 4 回さいたま環境賞「県民大賞」受賞
	12 月	志木市環境基本条例公布
2004 (平成 16) 年	3 月	志木市が 2003 第 3 回環境首都コンテストで、「住民参加部門」(人口 5 万人以上 10 万人未満) 第 1 位を受賞
	5 月	NP0 法人志木の輪が志木ニュータウンでカーシェアリングを開始 志木市と事業者の間で、けいおうふれあいの森に関する「使用賃貸契約書」「けいおうふれあいの森に関する協定書」契約締結
	10 月	第 59 回埼玉国体炬火リレーに合わせて、志木市川と街をきれいにする運動推進協議会が中心となって市内一斉清掃活動実施
2005 (平成 17) 年	2 月	2000 (平成 12) 年から検討を行っていた流域市民の参加による、河川管理や都市環境など流域全体の水循環に関する総合的計画「柳瀬川流域水循環マスタープラン ～水とみどりの豊かな恵みを未来に～」(国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所) を策定
	3 月	国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所が、新河岸川流域の「川でつながる発表会 ～小学校から大学まで、川や水に関する活動を発表して交流!～」を志木市民会館パルシティにて開催
	4 月	志木市文化財保護条例施行
	6 月	「環境省地域環境保全功労者表彰」を志木市環境教育推進員の集いが受賞
	8 月	第二次志木市地球温暖化防止実行計画を策定
	10 月	志木市環境審議会設置 「彩の国ふるさとの川再生県民の集い」志木市にて開催 パネルディスカッションに川と街をきれいにする運動推進協議会会長が参加
2006 (平成 18) 年	4 月	志木市職員の産業廃棄物対策に係る県職員併任発令(廃清法第 19 条)
	7 月	「路上喫煙防止条例」の施行。朝霞地区四市連携の取組として、志木駅東口・柳瀬川駅周辺を路上喫煙禁止地区として指定(10 月 1 日より指導、勧告、命令、罰則を施行し対策を強化)
	10 月	「地球温暖化防止のための地域ミーティング in 志木」を市民会館で開催
2007 (平成 19) 年	2 月	2 月 28 日をもって ISO14001 の認証を返還。以後、ISO14001 に準じて、市独自の環境マネジメントシステムを運用 志木市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則施行
	4 月	志木市墓地等の経営の許可等に関する条例施行
	7 月	志木市川と街をきれいにする運動推進協議会設立 35 周年記念事業として、新河岸川左岸旧堤防に白色彼岸花 3,500 球を植栽 廃棄物減量化資源化等推進審議会答申 平成 18 年 5 月に諮問された「家庭ごみの有料化」については、時期尚早との結論に達した。 志木市環境審議会より、環境基本計画の見直しに関する提言
	11 月	志木市環境市民会議設置
	12 月	「志木市マイバッグキャンペーンオープニングセレモニー」を市民会館で開催。市長からマイバッグ宣言が行われた。志木市マイバッグキャンペーン実行委員会と協働し、12 月期間中に志木市マイバッグキャンペーンを実施
2008 (平成 20) 年	6 月	市内環境団体、大型店舗及びコンビニエンスストアの協力により、レジ袋
	10 月	辞退統一行動を実施
2009 (平成 21) 年	1 月	柳瀬川駅周辺の路上喫煙禁止地区を拡大
	3 月	第二期志木市環境基本計画策定
	11 月	「志木市環境フェア 2009」をいろは遊学館で開催 第 3 次志木市地球温暖化対策実行計画を策定

年 月		内 容
2011 (平成 23) 年	3 月	志木市ペット霊園の設置の許可に関する条例制定
	11 月	「特定市有施設における測定・除染に関する基本的な方針」制定
2012 (平成 24) 年	1 月	柳瀬川駅周辺の小中学校や公園の周辺、いこいの小径の一部など、駅への通勤・通学路について路上喫煙禁止地区を拡大
2013 (平成 25) 年	3 月	志木市一般廃棄物処理基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）を策定
	8 月	第 4 次志木市地球温暖化対策実行計画策定
2014 (平成 26) 年	11 月	空き家等対策の推進に関する特別措置法公布
2015 (平成 27) 年	11 月	「空き家等の適正な管理に関する協定」締結
		「志木市空き家等バンク媒介に関する協定」締結
		「市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業基本協定」締結
2016 (平成 28) 年	1 月	いろは遊学館に太陽光発電システムを設置
	3 月	志木市「空き家等対策」計画策定
	6 月	第 1 期志木市民環境大学開講
2017 (平成 29) 年	6 月	第 2 期志木市民環境大学開講
	9 月	高齢者を対象に家庭ごみの戸別訪問収集を開始
	11 月	落ち葉銀行の開設
	3 月	第 5 次志木市地球温暖化対策実行計画策定
2018 (平成 30) 年	4 月	ビン・カン・不燃ごみの折畳み式ごみ収集容器導入
	6 月	第 3 期志木市民環境大学開講
		志木駅東口にムクドリ用防除装置設置
	10 月	公益社団法人 埼玉県獣医師会南支部と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結
2019 (平成 31) 年	11 月	一般社団法人日本空家対策協議会と「空き家等の利用等の相談に関する覚書」を締結
	3 月	第三期志木市環境基本計画策定
2020 (令和 2) 年	10 月	市営墓地拡充工事着工
	4 月	路上喫煙禁止区域の拡大（市道第 1416 号線（愛宕通り））
2021 (令和 3) 年	5 月	市営墓地拡充工事終了
	3 月	第 6 次志木市地球温暖化対策実行計画策定
2022 (令和 4) 年		第二期志木市空き家等対策計画策定
		志木市災害廃棄物処理計画策定
2022 (令和 4) 年	7 月	志木市粗大ごみ等受付センター開設
2023 (令和 5) 年	3 月	志木市一般廃棄物処理基本計画（令和 5 年度～令和 14 年度）を策定

志 木 市 一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 許 可 業 者

No.	事業者名	住 所	
1	株式会社 野島商事	〒 352-0022	新座市本多1-6-7
2	大村商事 株式会社	〒 353-0003	志木市下宗岡2-18-20
3	株式会社 ヤマキ	〒 360-0843	熊谷市三ヶ尻字新山3884番地
4	有限会社 志木リサイクル	〒 353-0002	志木市中宗岡5-14-27
5	株式会社 木下フレンド	〒 359-0012	所沢市大字坂之下1142番地
6	株式会社 シマザキ	〒 350-0831	川越市大字府川91番地
7	片山商事 株式会社 大和田支店	〒 352-0004	新座市大和田4-11-10
8	片山商事 株式会社 新座支店	〒 352-0004	新座市大和田3-8-8
9	株式会社 協和清掃運輸	〒 356-0034	ふじみ野市駒林1101番
10	株式会社 アシスト	〒 351-0001	朝霞市上内間木407番地5
11	クリーンシステム 株式会社	〒 336-0001	さいたま市浦和区常磐5-2-18
12	有限会社 ジャパンクリーンサービス	〒 353-0004	志木市本町5-5-24
13	株式会社 高橋産商	〒 330-0811	さいたま市北区吉野町2-5-12
14	関口工業 株式会社	〒 353-0002	志木市中宗岡1-3-34

15	田村環境運輸 株式会社	〒 354-0002	富士見市上南畑1313-1
16	株式会社 公絆	〒 338-0014	さいたま市中央区上峰2-18-3

志木の環境（令和5年度版）

令和6年 発行

発 行 志木市 市民生活部 環境推進課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡 1-1-1

TEL (048)473-1111 <代表>

FAX (048)474-4462

E-mail kankyou@city.shiki.lg.jp